

# 【地震災害応急・復旧・復興対策】

## 第1編 地震災害応急対策



## 第1章 初動期の活動

### 第1節 組織動員

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた組織動員体制をとる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 活動体制の確立	各部局							
第2 災害対策本部の設置	各部局							
第3 初動対策部の設置	各部局							
第4 現地対応拠点の設置	各部局							
第5 災害警戒本部の設置	各部局							
第6 防災・危機管理対策司令部の設置	各部局							

#### 【設置の基準】

門真市域で震度5弱以上を観測等

→ 災害対策本部の設置

門真市域で震度4を観測

→ 災害警戒本部の設置

その他の

→ 市長の判断による

(注) 東海地震関連情報が発せられたときから地震発生まで又は警戒解除宣言までの措置については、付編1 東海地震関連情報に伴う対応を参照

#### 《対策の展開》

### 第1 活動体制の確立

#### 1 震度の判定

市内の震度計の観測値及び気象庁発表の地震情報による（気象庁発表の門真市の震度は、大阪府設置の門真市中町の震度計による）。また、停電等によって地震情報が

確認できない場合は、職員自らの判断により参集する。

### ※資料2-1 「気象庁震度階級関連解説表」

## 2 活動体制

震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- (1) 市域で震度5弱以上を観測したとき又はその可能性があるときは、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 市内で震度4を観測した場合、災害警戒本部を自動的に設置する。
- (3) その他の場合は、市長が必要と認めた体制をとる。

## 3 主な活動の設置場所

災害対策本部等を設置する場合は、次の場所を利用する。

利用用途	設置場所	電話
災害対策本部	庁舎別館3階 第3会議室	5
本部事務局（初動対策部）	庁舎別館3階 第2会議室	4
記者発表	庁舎本館2階 第6会議室	1

## 第2 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）として災害応急対策を実施する。

### 1 設置基準

- (1) 市域で震度5弱以上を観測したとき、又はその可能性があるとき  
※震度5弱以上の可能性がある場合の例は次のとおりとする。
  - ア 門真市の震度が不明で、隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市のいずれかが震度5弱以上である場合
  - イ 門真市及び隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市の全ての震度が不明で、大阪府内で震度5弱以上が観測されている場合
  - ウ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として門真市を発表した場合
- (2) その他市長が必要と認めたとき

### 2 廃止基準

- (1) 本部長（市長）が、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、大きな被害がないと本部長（市長）が認めたとき。この場合、必要

に応じて被害状況に即した体制（災害警戒本部体制等）に移行する。

### 3 組織及び運営

#### (1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、資料1-4、1-6に定める災害対策本部事務分掌及び組織に基づく。

※資料1-3「門真市災害対策本部条例」

資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」

資料1-6「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

#### (2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について、基本方針を決定するため、本部長（市長）が必要に応じて招集する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

##### ア 構成員

災害対策本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職 名	構 成 員
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長、水道事業管理者、統括理事、教育次長、各部局長、会計管理者

##### イ 協議事項

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
- ② 動員配備体制に関すること
- ③ 各部班間の調整事項に関すること
- ④ 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること
- ⑤ 避難所の開設に関すること
- ⑥ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- ⑦ 他の市町村への応援要請に関すること
- ⑧ 国・府及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑨ 災害救助法適用要請に関すること
- ⑩ 激甚災害の指定の要請に関すること
- ⑪ ボランティアの受入れの可否に関すること
- ⑫ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

#### (3) 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）は、災害対策本部の統括的な役割を行うとともに災害対策本部会議の庶務を行う。

##### ア 構成員

本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	統括責任者	局員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害対策本部事務局の組織

災害対策本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。主な事務分掌は資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、本部事務局と当該部局との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関及び市民等にその旨を通知する。

6 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害対策本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし災害により市庁舎が使用不能となった場合等は、次の施設に移設する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害対策本部を設置又は移設する場合、本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

順位 代替施設

- (1) 庁舎本館2階大会議室
- (2) 保健福祉センター
- (3) 南部市民センター
- (4) その他

8 職務・権限の代行

本部長（市長）が不在時は次の順位の者が代行する。また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 副市長（総務部を担当する副市長）
- (2) 副市長（他の副市長）
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者
- (5) 統括理事
- (6) 教育次長

## 9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互連絡を行う等、この組織と連絡を図って活動する。

また、大阪府職員（緊急防災推進員）は、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合、市と大阪府の連絡調整の補助として自主参集する。

## 第3 初動対策部の設置（勤務時間外において大地震発生の場合）

勤務時間外に大地震が発生した場合、発生直後の混乱期から災害対策本部体制が軌道にのるまでの初動期に初動対策部を設置する。

### 1 設置基準

- (1) 勤務時間外に災害対策本部を設置したとき（次のとおり）

市域で震度5弱以上を観測したとき又はその可能性があるとき（自動設置）

ア 門真市の震度が不明で、隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市のいずれかが震度5弱以上である場合

イ 門真市及び隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市の全ての震度が不明で、大阪府内で震度5弱以上が観測されている場合

ウ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として門真市を発表した場合

- (2) その他市長が必要と認めたとき

### 2 廃止基準

本部長（市長）が、災害対策本部体制が整ったと認めたとき

### 3 組織及び運営

- (1) 初動対策部の組織

初動対策部の組織、運営については、別に定める初動対策部組織及び事務分掌に基づく。

原則として、初動対策部は、勤務時間外において、災害発生直後の混乱期に初動

期の応急対応策を実施するため、原則として市庁舎から概ね5km圏内の職員であらかじめ定められた者により構成し、市域で震度5弱以上を観測した場合に、自主的に市庁舎に参集する。

ア 構成員

初動対策部の構成員は、次のとおりとする。

組織名	統括責任者	部員
初動対策部	総務部長	原則として市庁舎から概ね5km圏内の職員 (あらかじめ定められた者) 約100人

(2) 運営

初動対策部は災害直後の混乱期において、早急に着手すべき内容を中心に庶務班、情報班及び応急対策班の3班により構成する。

4 設置場所

初動対策部は、庁舎別館3階第2会議室に置く。ただし災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

初動対策部を設置する場合、庶務班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

5 職務・権限の代行

初動対策部の統括責任者は総務部長があたり、不在時には総務部次長が代行する。また、班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

6 引き継ぎ

初動対策部員は、災害対策本部の開設のため、必要な引き継ぎを行った後、災害対策本部体制におけるそれぞれの配備体制に移行する。

ただし、避難所従事者職員は、本部長（市長）の指示があるまで任務を継続する。

※資料1-7「初動対策部及び現地災害対策本部の組織」  
資料1-8「初動対策部の事務分掌」

## 第4 現地災害対策本部の設置

市長は、本部長（市長）は、次の基準に該当する場合、被害状況に応じて現地対応拠点（現地災害対策本部）を設置する。



## 1 設置基準

- (1) 災害が局地的である場合、又は特定の地域に重点的に災害応急対策を実施することが必要なとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

## 2 廃止基準

本部長（市長）が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたときに廃止する。

## 3 組織及び運営

### (1) 本部の組織

現地災害対策本部の組織、運営については、本部長（市長）の指示する内容とし、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

職 名	構 成 員
現地本部長	本部長（市長）が指名した職員
現地副本部長	
現地本部員	

## 4 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、現地災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関及び市民等にその旨を通知する。

## 5 本部表示の掲示

現地災害対策本部が設置された場合、現地災害対策本部設置場所入口に「門真市現地災害対策本部」の標識を掲示する。

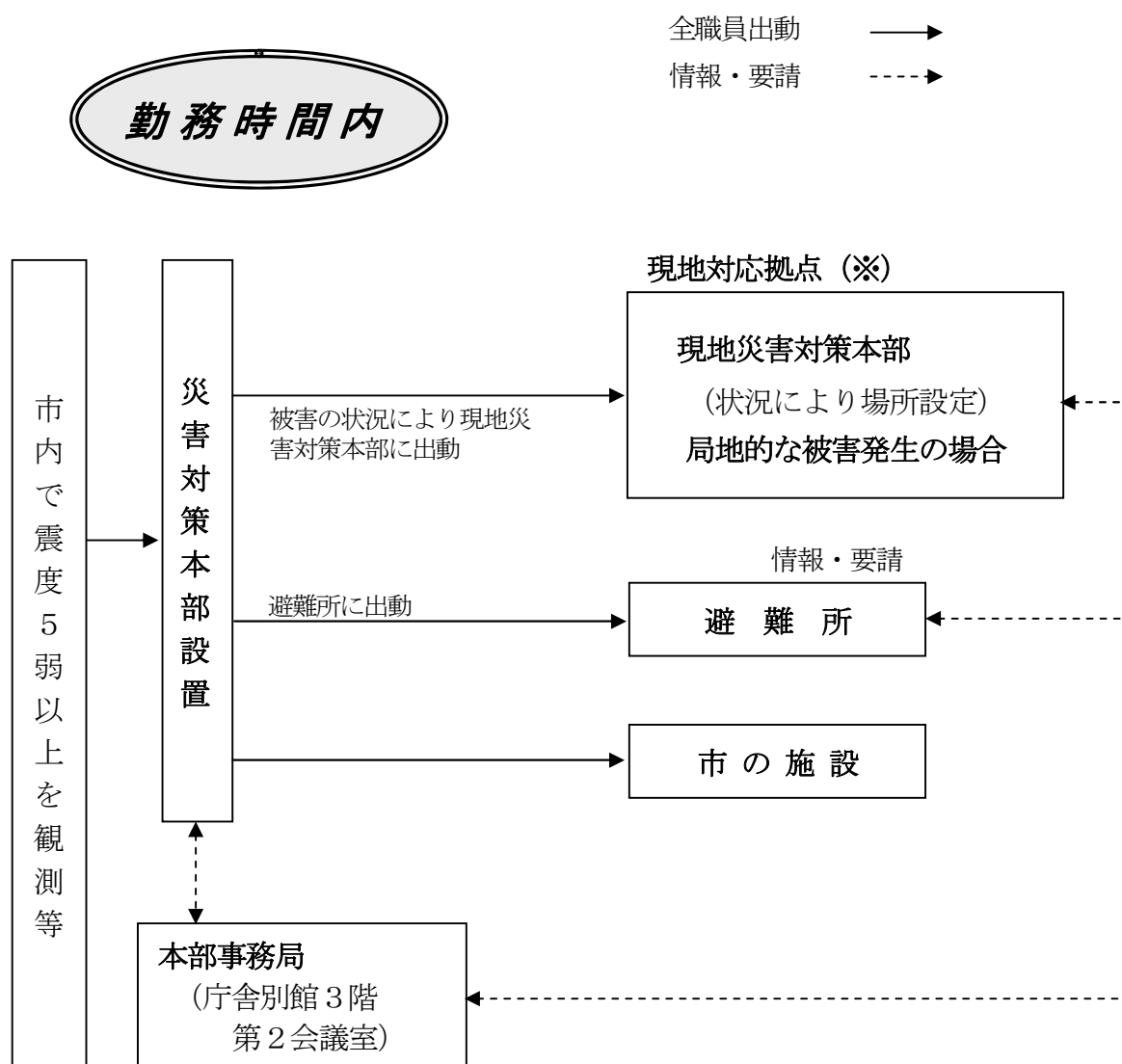
## 6 設置場所

現地災害対策本部は、災害の規模その他の状況によって設置場所を本部長（市長）が決定する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

現地災害対策本部を設置する場合、災害対策本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

## 災害対策本部体制の流れ - 1 -

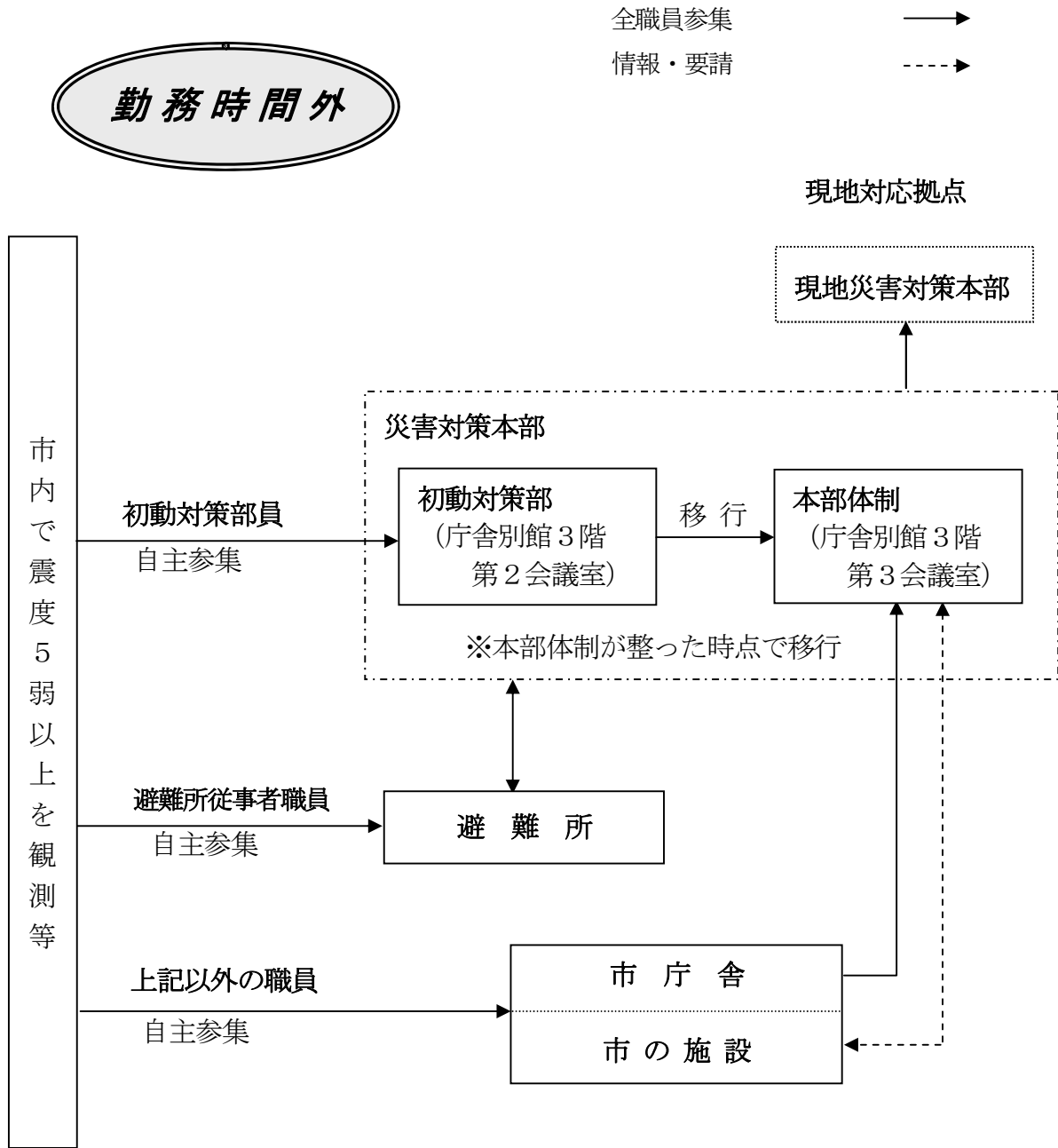
(勤務時間内に市内で震度5弱以上を観測等した場合)



※勤務時間内に、市内で震度5弱以上を観測等した場合、自動的に災害対策本部が設置され、市域における被害状況が把握される。災害対策本部会議は、被害状況によって、現地対応を現地災害対策本部とするか決定する。

災害対策本部体制の流れ - 2 -

(勤務時間外に市内で震度5弱以上を観測等した場合)



※勤務時間外に、市内で震度5弱以上を観測等した場合、自動的に初動対策部が設置されるが、その後災害対策本部体制が確立し、市域の被害状況が明らかになった時点で、現地災害対策本部の一拠点に統一する場合がある。

## 第5 災害警戒本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制をもって災害応急対策を実施する。

### 1 設置基準

- (1) 門真市域で震度4を観測したとき
- (2) 東海地震に関する警戒宣言が発せられたとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

### 2 廃止基準

- (1) 本部長（副市長）が、災害警戒活動の必要がないと認めた場合、又は概ね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置によって災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると本部長（副市長）が認めたとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

### 3 組織及び運営

#### (1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織、運営については、資料1-6に定める災害警戒本部組織及び資料1-4に定める災害対策本部の事務分掌に準ずる。

#### (2) 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する本部の所掌事務について、基本方針を決定し、その実施を推進するため、本部長（副市長）が必要に応じて、本部会議を開催する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

#### ア 構成員

災害警戒本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	副市長（総務部を担当する副市長）
副本部長	副市長（他の副市長）、総務部長
本部員	各部局長、会計管理者、その他本部長が必要と認める者

#### イ 協議事項

- ① 情報の収集、伝達に関すること
- ② 職員の動員配備体制に関すること
- ③ 避難所の開設に関すること
- ④ 各部局間の調整事項に関すること
- ⑤ 災害対策本部設置に関すること

- ⑥ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること  
(3) 災害警戒本部事務局

災害警戒本部事務局は、災害警戒本部の統括的役割を行うとともに災害警戒本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

災害警戒本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	統括責任者	局員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害警戒本部事務局の組織

本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。運営は資料1-6に定める。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、災害警戒本部事務局と当該部局との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（副市長）は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合、危機管理課長より各部連絡責任者を通じてその旨通知する。

6 本部表示の掲示

災害警戒本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害警戒本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害警戒本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害警戒本部を設置する場合、災害警戒本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

8 職務・権限の代行

本部長（副市長）が不在の時は、次の順位の者が本部長を代行する。

また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 他の副市長
- (2) 総務部長
- (3) まちづくり部長
- (4) 上下水道局長

※資料1-6 「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

## 第6 防災・危機管理対策司令部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を司令部長とする防災・危機管理対策司令部を設置し、東海地震の警戒宣言が発せられた場合に備える。

### 1 設置基準

- (1) 東海地震注意情報が発せられたとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

### 2 廃止基準

- (1) 東海地震注意情報が解除されたとき
- (2) その他市長が防災・危機管理対策司令部を設置する必要がないと認めたとき

### 3 構成及び活動内容

#### (1) 構成員

防災・危機管理対策司令部の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
司令部長	総務部長
副司令部長	まちづくり部長、上下水道局長
部員	危機管理課、土木課、公共下水道課の職員

#### (2) 活動内容

- ア 東海地震関連情報等の収集・伝達
- イ 臨時部局長会議の必要性の判断、招集
- ウ 災害警戒本部、災害対策本部設置の必要性の検討
- エ その他緊急を要する災害応急対策の要領の決定

## 第2節 動員体制

地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害発生規模に応じて職員を動員配備する。動員配備にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全確保、感染症や熱中症などによる体調管理に十分留意する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 動員基準	各部局							
第2 動員方法	各部局							
第3 福利厚生	各部局							

《対策の展開》

### 第1 動員基準

- 1 災害対策本部を設置したときは、全職員を動員する。
- 2 災害警戒本部を設置したときは、あらかじめ定められた職員を動員する。
- 3 その他の場合は、市長の判断する配備体制とする。

### 第2 動員方法

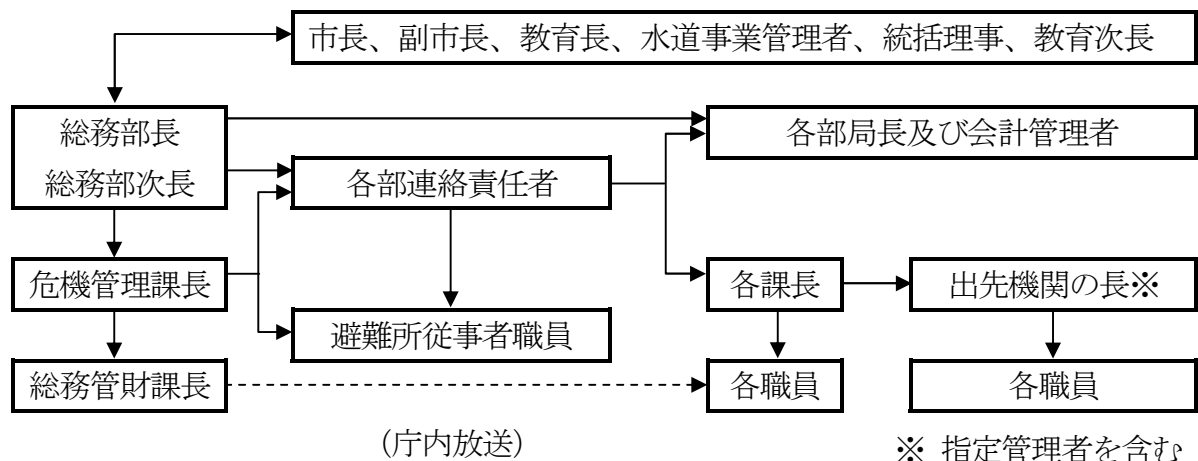
#### 1 勤務時間内

##### (1) 連絡体制

参集指令の伝達は、次の経路により実施する。

ア 本庁においては、総務管財課長が庁内放送にて行う。

イ 電話又は伝令によって行う場合は、危機管理課長が各部連絡責任者を通じて次の経路により実施する。



(2) 活動体制への移行

庁内放送、電話及びメール等の通知によって、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外

(1) 連絡体制

ア 災害対策本部設置の場合

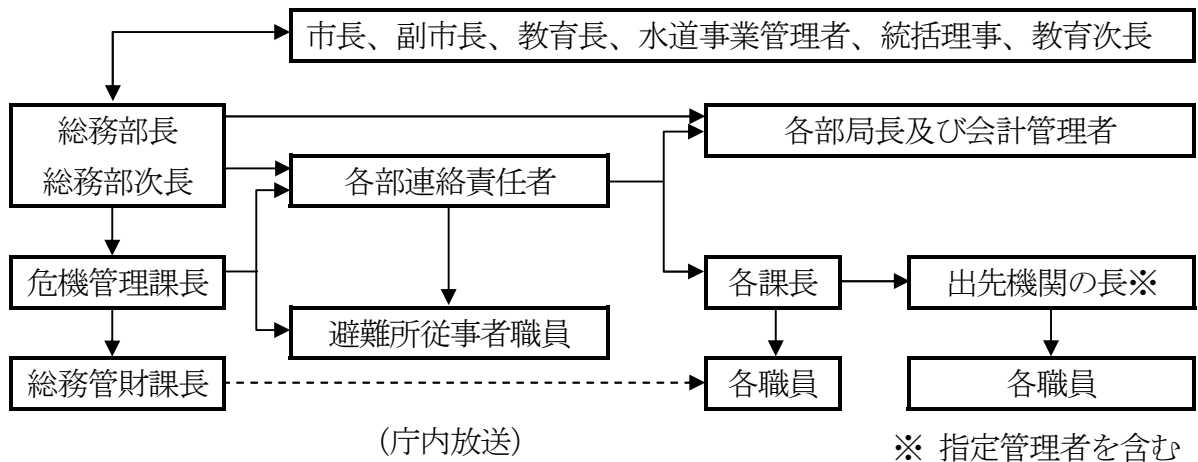
市内で震度5弱を観測したとき又はその可能性があるとき(※)、連絡の有無に関わらず直ちに全職員参集する。その際、当面の食料及び日用品等を持参するよう努める。

※震度5弱以上の可能性がある場合の例は次のとおり。

- ① 門真市の震度が不明で、隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市のいずれかが震度5弱以上である場合
- ② 門真市及び隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市の全ての震度が不明で、大阪府内で震度5弱以上が観測されている場合
- ③ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として門真市を発表した場合

イ 災害警戒本部設置の場合

市内で震度4を観測した場合、防災関係職員は自宅待機のため参集指令を、危機管理課長が各部連絡責任者を通じて、次の経路により電話又は伝令によって実施する。



ウ 震度情報の収集

職員はテレビ、ラジオ等で震度情報を収集する。震度情報を収集できない場合は、職員自らの判断により参集する。

(2) 参集場所

ア 初動対策部員

初動対策部の指名を受けている職員は、庁舎別館3階第2会議室に参集する。



- イ 避難所従事者職員  
避難所派遣の指名を受けている職員は、避難所に参集する。
- ウ その他の職員  
自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

各部局長及び会計管理者は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(4) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行う。情報収集事項は次のとおりとする。

- ア 避難状況
- イ 人的被害
- ウ 建物の被害
- エ 火災
- オ 河川・水路の被害
- カ 道路の被害・機能障害
- キ ライフラインの被害・機能障害
- ク その他被災状況

※様式19「参集途上被災状況報告書」

(5) 参集の報告

- ア 各部局各班は、班の職員参集状況を班長に報告する。
- イ 各部局各班の班長は、職員参集状況を「職員動員報告書」により初動対策部庶務班に報告する。

※様式1「職員動員報告書」

### 3 人員の確保

(1) 災害警戒本部体制の場合

各部局長及び会計管理者は、各部局の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部局内で配備人員を増員し、その旨を人事班へ報告する。

(2) 災害対策本部体制の場合

各部局長及び会計管理者は、各部局の防災活動遂行において、部局内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を人事班に要請する。この場合、人事班は、本部事務局と協議のうえ、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

### 4 平常業務の機能

災害対策本部体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある市民サービス部門等から、人事班と協議のうえ実施する。

## 第3 福利厚生

第一線で災害対応する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

### 1 宿泊施設等の指定

#### (1) 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用及び民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

#### (2) 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理及び調整については人事班で行う。

イ 派遣職員の宿泊施設は、人事班で把握した人員によって必要数を確保する。

### 2 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、調達班が食料班と調整のうえ、民間等から調達する。

また、人事班は、平常時から職員用の食料備蓄に努める。

### 3 勤務状況の把握

人事班は、災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、本部事務局と連携を図りながら各対策部の実情に即した要員の交代等を行う。

### 第3節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
災害緊急事態	各部局、大阪府							

## 第4節 情報の収集伝達

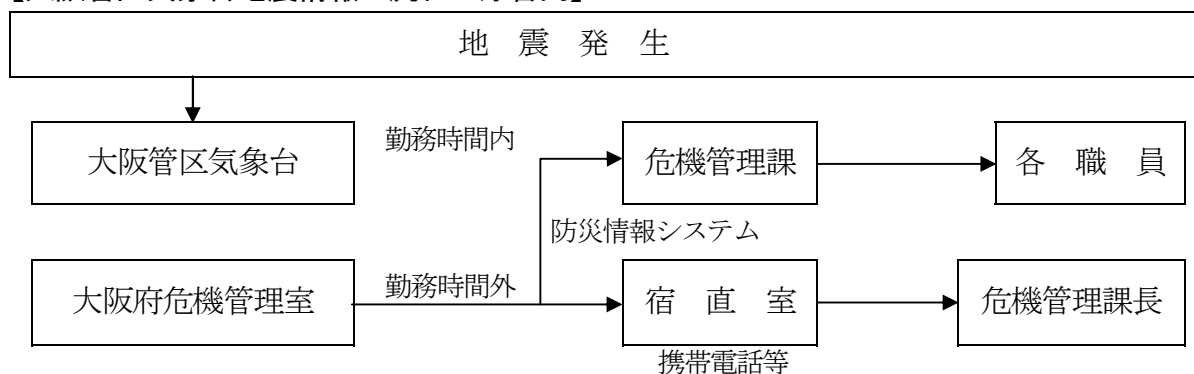
地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 地震情報等の収集・伝達	各部局、大阪府、大阪管区気象台							
第2 情報の収集・伝達システム	各部局、大阪府、大阪管区気象台、消防組合、門真警察署							
第3 応急被害状況の把握	各部局、消防組合、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第4 詳細被害状況の把握	各部局、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第5 国、府への報告	本部事務局							
第6 通信手段の確保	各部局、西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

### 第1 地震情報等の収集・伝達

#### 【大阪管区気象台地震情報の流れ・庁舎内】

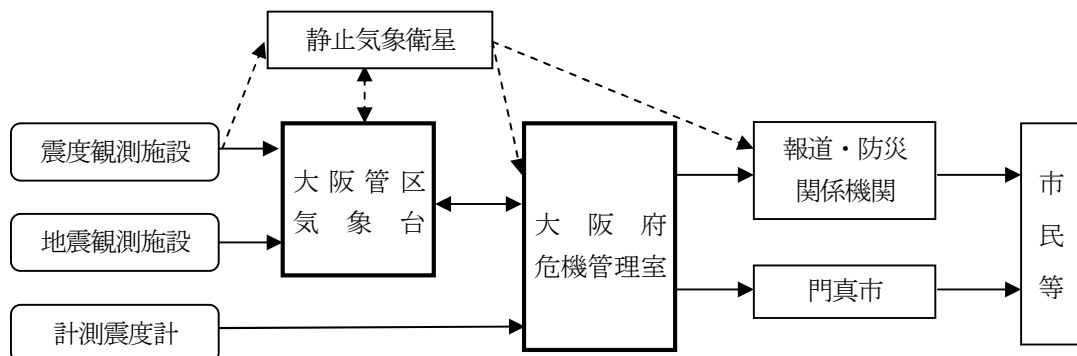


## 1 地震情報

- (1) 危機管理課又は本部事務局は、府防災情報システム、電話及びファクシミリ等を通じて、大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。
- (2) 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ、ラジオ等から入手するよう努める。

地震情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
緊急地震速報	震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（本市は「大阪府北部」の区分に該当）に対して緊急地震速報（警報）を発表 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

### 【大阪管区気象台地震情報の流れ・広域】



(注) 太枠は、情報の発信元を示す。

## 2 宿直者による24時間体制

宿直者により、府及び消防組合等の防災関連機関からの地震情報等を夜間・休日等問わず24時間体制で受け、関係職員へ迅速な連絡対応を図るとともに、庁舎の安全確認、災害対策本部の事前準備及び関係機関との被害状況等の連絡調整を行う。

## 3 火災情報

- (1) 火災発生 of 通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- (2) 電話不通時は、市民から門真消防署等への通報の情報による。

## 4 異常現象の発見及び通報

- (1) 堤防からの漏水や地割れ、湧水の出現及び井戸水位の急激な変化等、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市・消防組合又は門真警察署に通報する。
- (2) 市長は異常現象の通報を受けた場合、府及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行うとともに、関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

※資料2-1「気象庁震度階級関連解説表」

# 第2 情報の収集・伝達系統

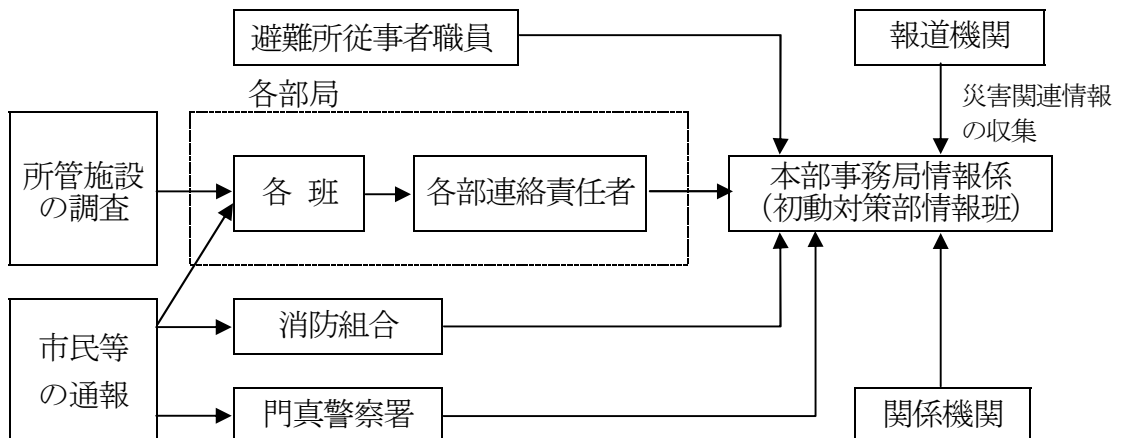
情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部局及び関係機関の間に迅速かつ的確に収集・伝達できる系統を確保する。

## 1 情報の収集・伝達手段

- (1) 電話、携帯電話及びファクシミリ等の通信手段
- (2) バイク、自転車をを用いた伝令
- (3) 府防災情報システム等
- (4) 参集職員による「参集途上被災状況報告書」(勤務時間外)

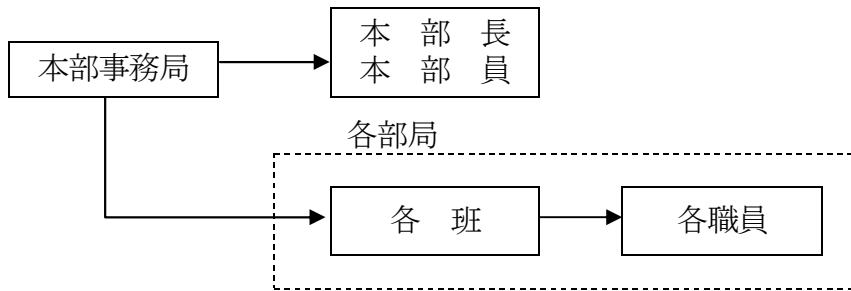
## 2 情報収集・伝達系統

### (1) 情報収集系統

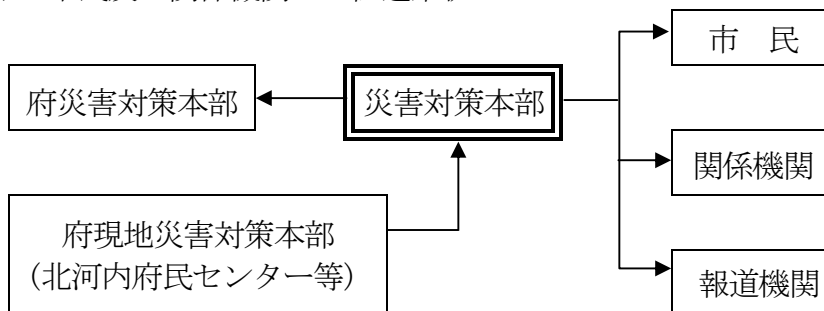


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



※府が現地災害対策本部を設置した場合は、府災害対策本部同様に情報の伝達を本部事務局が行う。

(注) 二重枠線は、情報の収集・発信元を示す。

※資料3-2「関係機関の通信窓口」

### 第3 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

#### 1 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を本部事務局情報係（初動対策部設置時は、初動対策部情報班）に報告する。

##### (1) 実施担当者と収集すべき情報

ア 本部事務局情報係

関係機関から災害情報等の収集を行う。

イ 広報班

テレビ、ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。

ウ 災害相談班

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

エ 消防組合

119番通報から火災や傷病者の発生状況等の情報収集を行う。

オ 保健医療対策班  
医療機関の被害状況及び医療機関等で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

カ 避難所班等  
避難所施設の被害状況及び避難状況等の情報収集を行う。

(2) 情報収集の手段

- ア 電話、携帯電話及びファクシミリ等の通信手段
- イ バイク、自転車を用いた伝令
- ウ 府防災情報システム等

## 2 緊急被害調査

各実施担当者は、調査した被害状況を本部事務局情報係に報告する。

(1) 実施担当者

ア 各部局各班

参集職員及び避難所従事者職員等は、参集途上における被害状況調査を実施し、「参集途上被災状況報告書」に記入し、事務分掌に基づき概括的な被害調査を実施する。また、報告書を取りまとめて本部事務局情報係に報告する。

※様式19「参集途上被災状況報告書」

(2) 調査内容

- ア 概括的被害状況調査
- イ 道路・橋りょう等被害状況調査
- ウ 河川・水路等被害状況調査
- エ 上水道施設・下水道施設の被害状況調査
- オ 建物の被害状況調査
- カ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

(3) 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等とする。

## 3 被害情報の概括的把握

本部事務局情報係は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報
- (2) 市民の安否等に関する情報
- (3) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- (4) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (5) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- (6) 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (7) 産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）



## 第4 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

### 1 各部局所管施設の被害状況の把握

- (1) 各部局各班は、所管施設の被害状況を調査し、総務班を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (2) 各部局各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、「災害連絡票」により速やかに各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (3) 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部局内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

※様式20「災害連絡票」

### 2 把握する内容

災害発生後の早い段階から、詳細な被害情報等の把握を行う。

#### 【被害状況の把握】

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉対策班 消防組合、関係機関
	負傷者の状況	保健医療対策班
住家被害	全壊・半壊、大規模半壊等の状況	調査班
	被災建築物・宅地応急危険度判定	建築班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務班・建築班
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査班
その他被害	田畑の被害状況	商工農政班
	文教施設の被害状況	教育班
	医療機関の被害状況	保健医療対策班
	道路、公園、橋梁の被害状況	土木班
	河川、水路等の被害状況	土木班
	水道施設の被害状況	給水班・施設班
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	清掃班
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	本部事務局	
り災状況	り災世帯数、り災者数	調査班
被害金額	公共・文教施設の被害金額	教育班
	農業施設の被害金額	商工農政班
	その他公共施設の被害金額	建築班
	農産、商工の被害金額	商工農政班
避難状況 応急対策 の状況	避難所の状況	避難所班
	応急給水	給水班
	炊き出しの状況	教育班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	保健医療対策班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	各部局

### 3 被害情報の整理

#### (1) 情報の集約

本部事務局は、各部局から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

#### (2) 被害情報等の整理

本部事務局は、取りまとめた情報を常に整理し、各部局や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

※様式20「災害連絡票」

様式21「各種被害状況報告書」

### 4 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、本部事務局は、府等に対して応援要請を行う。

## 第5 国、府への報告

府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

#### 1 報告基準

即報基準に該当する災害が生じた場合には、災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を府に報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

また、災害が直接即報基準に該当する場合は、府に加えて消防庁にも報告する。

##### (1) 即報基準

###### ア 一般基準

① 災害救助法の適用基準に合致するもの

② 災害対策本部を設置したもの

###### イ 個別基準（地震関係）

市内で震度4以上を記録したもの

###### ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

##### (2) 直接即報基準

市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない）

## 2 報告方法

本部事務局が府防災情報システムで行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

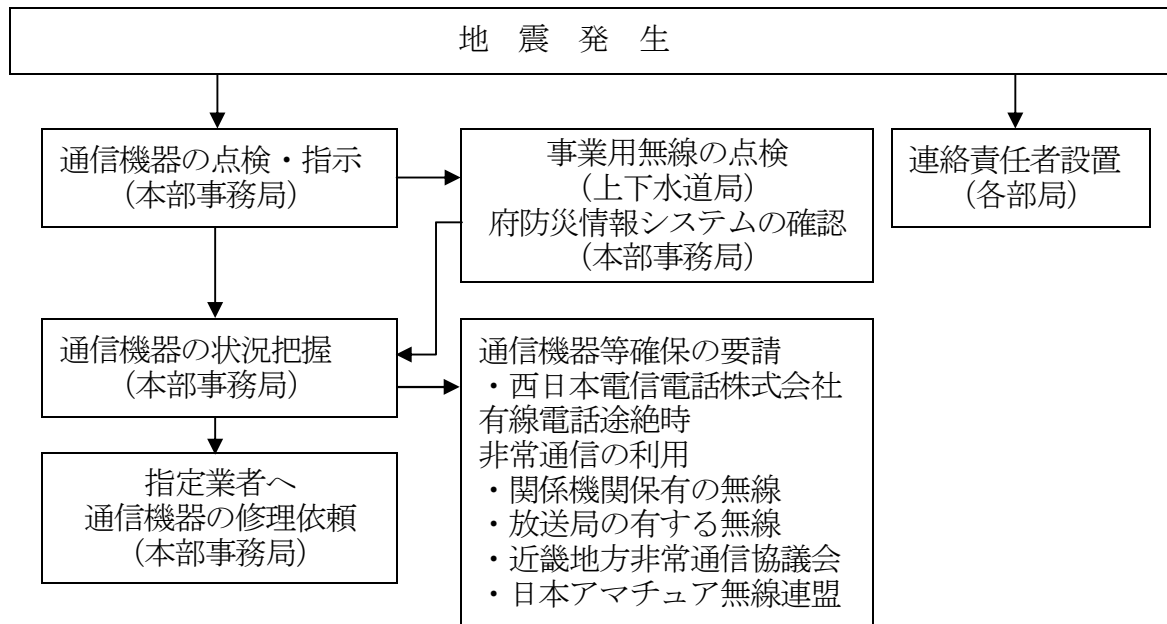
- (1) 即報基準及び直接即報基準に該当する災害か判断に迷う場合は、できる限り広く報告する。
- (2) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。
- (3) 府に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。
- (4) 災害により門真消防署への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び府に報告する。

※様式21「各種被害状況報告書」

## 第6 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

### 【通信手段確保の流れ】



### 1 無線通信機能の点検及び復旧

本部事務局は、地震発生後、直ちに府防災情報システム、事業用無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

※資料3-3「大阪府防災行政無線通信系統図」

## 2 通信窓口

### (1) 連絡責任者の配置

各班は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡責任者を置く。

### (2) 連絡先の変更等

各班は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部事務局及び関係機関に修正の報告を行う。

### ※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

## 3 電気通信設備の利用

### (1) 電気通信事業者への要請

本部事務局は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常・緊急通話を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

### (2) 優先利用

本部事務局は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

## 4 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

### (1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

### (2) 関係機関との連絡

本部事務局は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用に携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

### (3) 消防及び警察等の通信活用

本部事務局は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防組合又は門真警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

### (4) 非常通信の利用

本部事務局は、有線電話が途絶し、かつ事業用無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、通信の確保を図る。

- ア 関係機関（府警本部、鉄道会社）が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ 日本アマチュア無線連盟等

※資料3-4「大阪地区非常通信経路計画（市町村系）」  
様式2「非常無線通信用紙」

5 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部局職員との連絡は、電話・携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）及び派遣等の適当な手段によって行う。

6 通信機器の設置場所

機器名称	設置場所
大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課
上下水道局事業用無線	上下水道局庁舎2階 水道総務課

## 第5節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

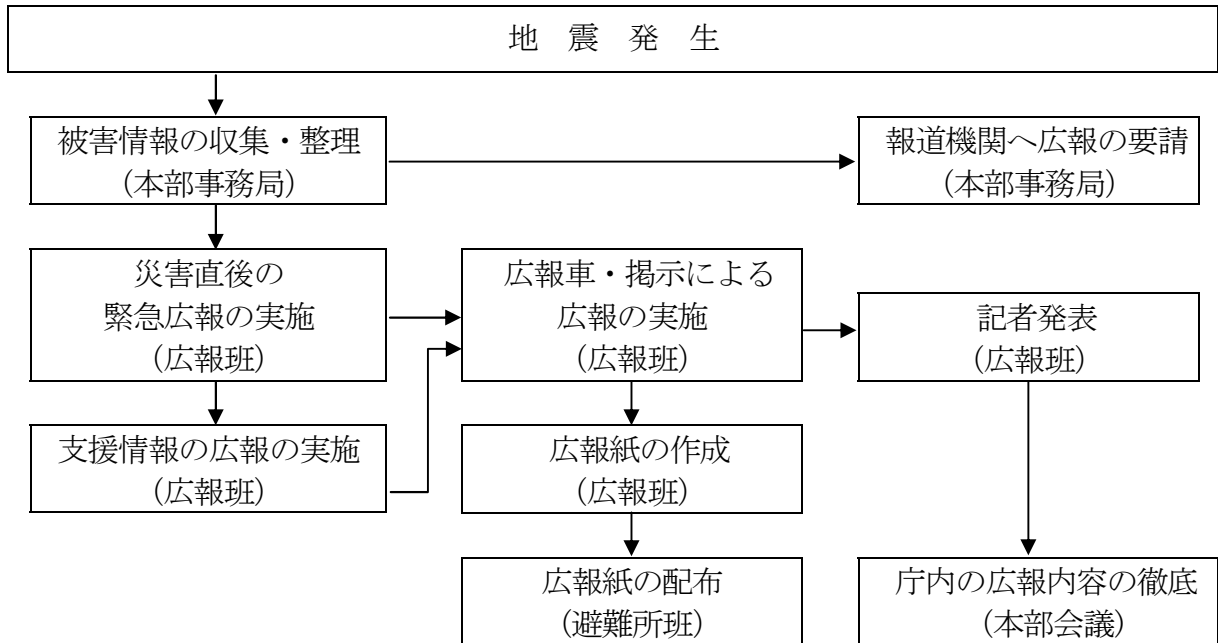
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害広報	本部事務局、広報班、避難所班							
第2 報道機関との連携	本部事務局、広報班							
第3 広聴活動の実施	本部事務局、広報班、災害相談班							

《対策の展開》

### 第1 災害広報

平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な手段により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

#### 【災害広報の流れ】



#### 1 災害情報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- (1) 地震情報に関すること（地震の規模、余震の状況等）
- (2) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (3) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (4) 被害の概要に関すること
- (5) 避難勧告・指示に関すること
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

## 2 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 被災状況とその後の見通し
- (2) 避難所に関すること
- (3) 救護所に関すること
- (4) 救援物資の配付に関すること
- (5) 給水・給食に関すること
- (6) 医療機関などの生活関連情報
- (7) 義援物資等の配付に関すること
- (8) 被災者のために講じている施策などその他市民生活に必要なこと

## 3 ライフライン復旧情報等

広報班は、本部事務局、土木班、給水班、施設班、下水道班等、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- (1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること
- (2) 電気、ガス及び交通機関等の復旧に関すること
- (3) 電話の復旧に関すること
- (4) 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること
- (5) 交通規制情報

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

## 4 広報の手段

### (1) 広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて門真警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

### (2) その他広報手段

- ア 広報紙の（臨時）発行と各避難所、防災拠点等への掲示・配布（避難所班と連携して実施）
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 防災行政無線の活用
- エ テレビ、ラジオ、新聞による広報

- オ 携帯メールや緊急速報メールの活用
- カ インターネット（ホームページ）やSNSの活用
- キ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供

## 5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、テレビ、ラジオ、ファクシミリやインターネット等のメディアを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティアなどの協力を得て手話、点字及び外国語等、多様な手段による広報活動に努める。

※資料3-5「災害時の広報文例」

## 第2 報道機関との連携

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

### 1 災害情報の報道依頼

各部局からの災害情報の報道依頼は、広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼するテレビ、ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

### 2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するための記者発表会場を「庁舎本館2階第6会議室」に設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。また、次の事項を中心に広報活動を実施する。

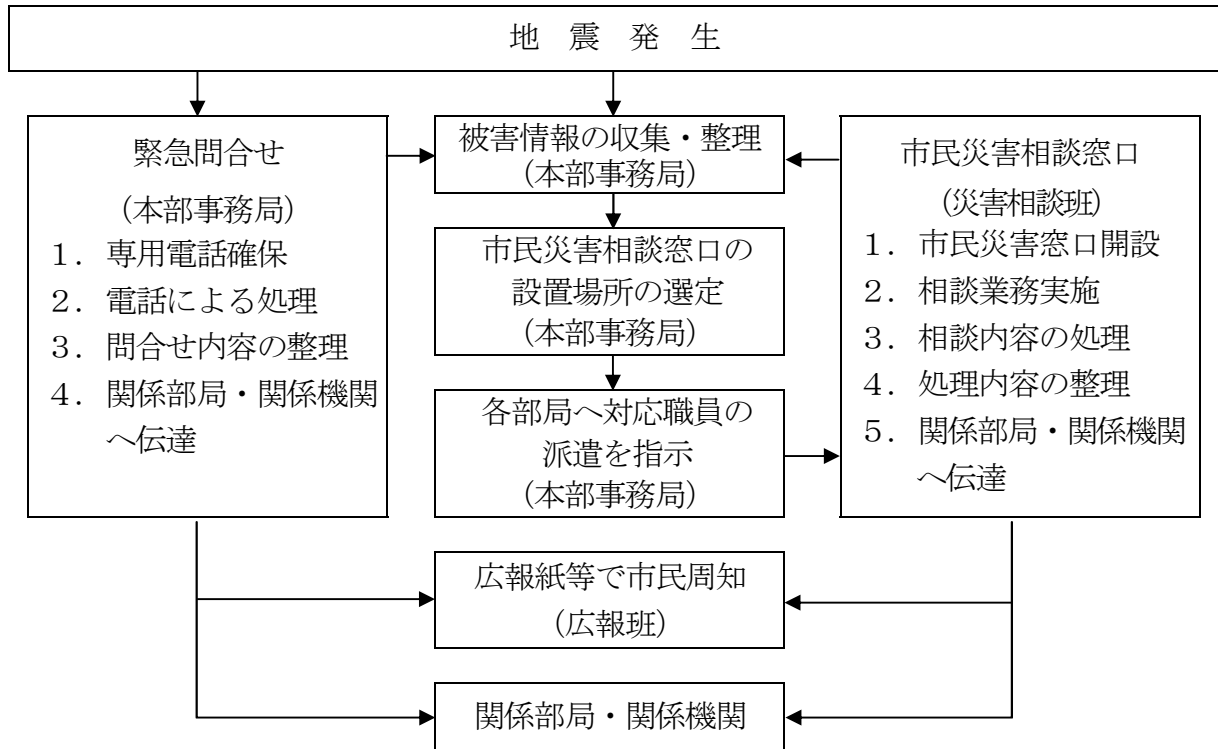
- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 市民に対する避難勧告等の状況
- (5) 市民に対する協力及び注意事項
- (6) 被災者の支援施策に関すること



### 第3 広聴活動の実施

災害直後における、市民からの通報、問合せや時間の経過とともに表面化する災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

#### 【広聴活動の流れ】



#### 1 緊急を要する問合せへの対応

災害直後の混乱期において、市民からの電話による通報、問合せは殺到すると想定されるため、本部事務局において電話対応を図る。

##### (1) 相談内容

緊急を要する問合せの内容については、二次災害等の通報、被害の状況、救急・救助の要請及び避難所の位置等のほか、次のようなものが考えられる。

- ア 地震情報に関すること
- イ 被害の概要に関すること
- ウ 避難勧告・指示に関すること
- エ その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
- オ 避難所に関すること
- カ 救護所に関すること
- キ 救援物資の配付に関すること
- ク 給水・給食に関すること
- ケ ライフライン復旧情報等
- コ その他市民生活に必要なこと

## 2 市民災害相談窓口の開設

災害相談班は、市民からの問合せや法律、医療等の専門相談及び避難行動要支援者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市民災害相談窓口を開設する。

### (1) 相談内容

市民災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 上水道・下水道の修理に関する事
- イ 避難行動要支援者対策等の福祉に関する事
- ウ り災証明の発行に関する事
- エ 災害弔慰金等の支給に関する事
- オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事
- カ 租税等の減免、徴収猶予等に関する事
- キ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事
- ク 中小企業及び農業関係者の支援に関する事
- ケ その他生活再建に関する事

### (2) 実施体制

- ア 本部事務局は、各部局から対応職員を派遣させ、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- イ 広報班は、市民災害相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。
- ウ 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

## 3 要望の処理

- (1) 災害相談班は、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 本部事務局、市民災害相談窓口で聴取した要望等については、速やかに各班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 処理方法の正確性と統一を図るため、相談対応票等を用いて内容を記入する。

※様式22「相談対応票」

## 第6節 広域応援等の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 行政機関等との相互応援協力	本部事務局、大阪府、他市町村、消防組合							
第2 民間団体等に対する協力要請	本部事務局、各局、民間団体等							
第3 知事による応急措置の代行	(本部事務局)							

《対策の展開》

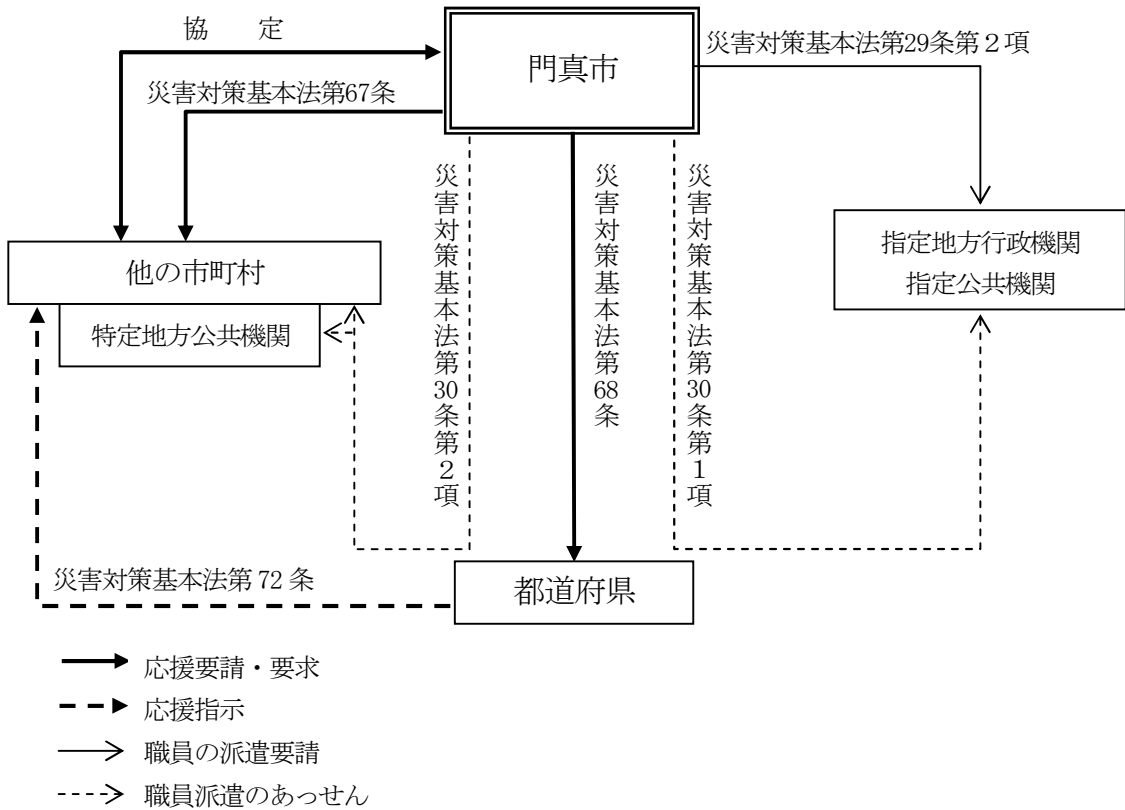
### 第1 行政機関等との相互応援協力

各部局は、あらかじめ定めた事務分掌に従って災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて本部事務局を通じ、府及び他の市町村に応援協力を求める。

ただし、勤務時間外に災害が発生し、初動対策部が設置されている場合は、初動対策部情報班が報告する。

本部長（市長）が、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力等が必要と判断した場合、本部事務局が窓口となり、各班と連絡・調整のうえ、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法第68条の規定に基づき、本部長（市長）の判断により本部事務局を通じて、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援又は応援のあっせんを求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、府防災行政無線、電話又はファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を必要とする期間・場所
- (4) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

※様式17「公用令書」

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府災害対策本部 事務局 大阪府危機管理室	(代表) 06-6941-0351 (直通) 06-6944-6021～ 6022	06-6944-6021～6022
	大阪府防災行政無線番号	*200-4880、4886 *200-4887 (夜間)

## 2 他の市町村への応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他市町村長に対して文書により応援要請を行う。消防相互応援協定及び災害相互応援協定を締結している近隣の市町村が被災している場合は、府にあつせんを要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

### (1) 応援の要請

災害相互応援協定都市(本部事務局が要請)及び消防相互応援協定締結市町村(消防組合が要請)と、被害状況等を相互に連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又は、ファクシミリにより応援要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

### (2) 隣接地域の緊急応援

災害相互応援協定都市及び消防相互応援協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防及び救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧表」  
資料12-1「災害相互応援協定一覧表」

## 3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する(緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条)。

※様式18「緊急消防援助隊の応援等要請」

## 4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資器材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防活動、水防作業の応援及び所要の資器材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

## 5 職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関及び特定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う（災害対策基本法第29条及び30条又は地方自治法第252条の17の規定による）。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

## 6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意する。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡職員を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 応援に伴い誘導の要求があった場合は、門真警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の確保に万全を期する。
- (6) 応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

## 第2 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

### 1 民間団体等への協力要請

公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

### 2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対 象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公共的団体	必要な各部局から本部事務局を通じて要請
協定団体等	担当部局から直接協力要請の後、本部事務局へ報告

### 3 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、本部事務局が状況を勘案しながら適宜確保する。

## 第3 知事による応急措置の代行

被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、以下のものについて、知事は市に代わって行う。

- (1) 警戒区域の設定
- (2) 災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止
- (3) 当該区域からの退去を命ずる権限
- (4) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用
- (5) 収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- (6) 現場にいる者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部

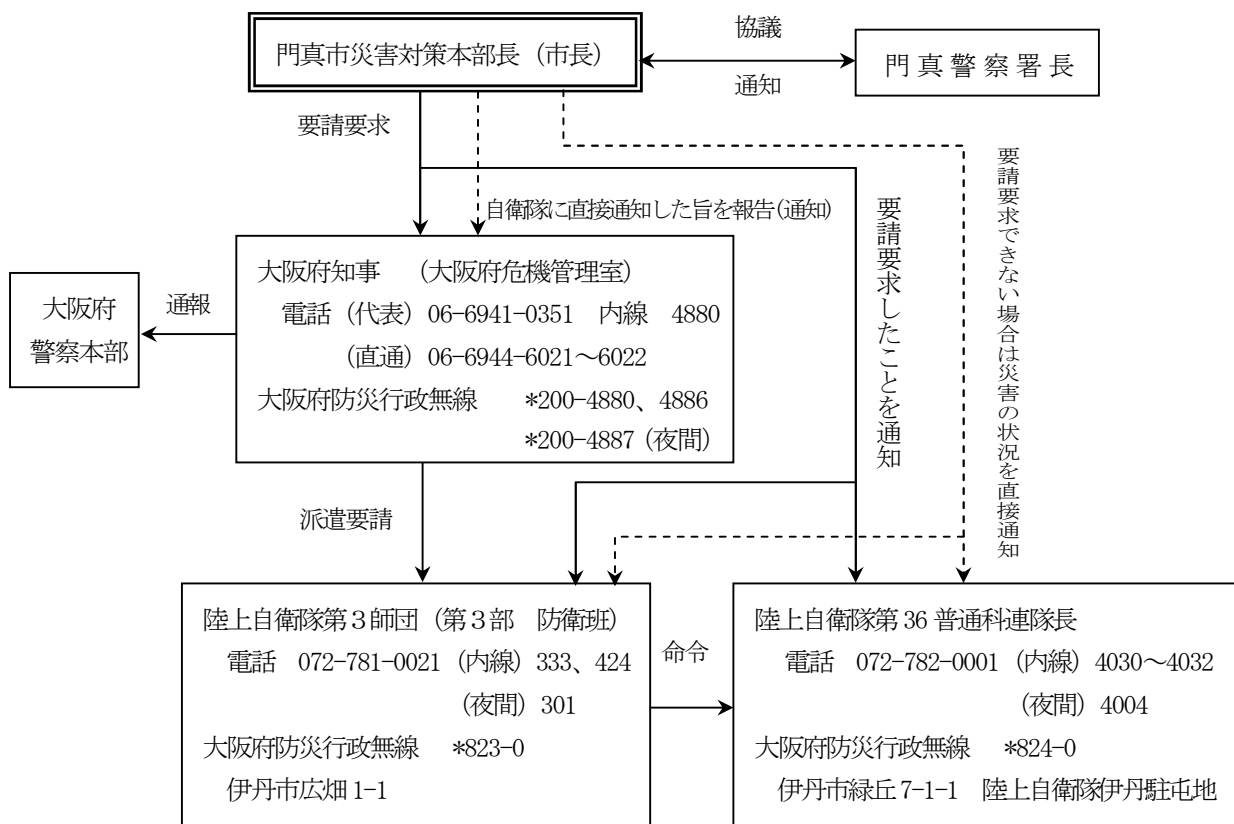
## 第7節 自衛隊の災害派遣の要請

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう要求する（災害対策基本法第68条の2第1項）。

派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
自衛隊の災害派遣の要請	本部事務局、自衛隊							

【派遣要請系統図】



本部長（市長）は、自衛隊の応援が必要と判断した場合、知事に対し派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

ただし、知事に要求することができない場合、本部長（市長）は、直接自衛隊に被害状況を通知し、事後速やかに所定の手続きにより知事に通知する。

※勤務時間外に災害が発生し、初動対策部が設置されている場合は、初動対策部を通じて自衛隊に派遣要請を行う。



## 1 災害派遣要請要求の要領

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要な場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、門真警察署長にも通知する。ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で通知し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

## 2 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、門真警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

## 3 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合、本部事務局が窓口となり、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、自衛隊ヘリポート等が使用できるよう、準備に万全を期す。

## 4 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動は、次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防組合と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

## 5 撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する。

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

様式17「公用令書」

## 第8節 消火・救助・救急活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、救助・救出活動を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 消防活動体制	消防組合、消防団							
第2 災害発生状況の把握	消防組合、消防団、関係機関							
第3 震災時の消火活動	消防組合、消防団							
第4 救助活動	消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊							
第5 行方不明者の捜索	福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊						原則 10日 以内	
第6 救急活動	保健医療対策班、消防組合、消防団、門真市医師会							
第7 応援の要請	消防組合							
第8 各機関による連絡会議の設置	消防組合、消防団、大阪府、自衛隊							
第9 市民等との連携	消防組合、消防団、門真警察署							
第10 惨事ストレス対策	福祉対策班、保健医療対策班、消防組合、消防団、門真警察署							

《対策の展開》

### 第1 消防活動体制

#### 1 消防組合の震災非常警備体制

門真市域で震度5弱以上を観測したときは、震災非常警備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

##### (1) 消防吏員の参集

消防吏員は、テレビ、ラジオ及び気象予警報その他により、上記の地震の発生を知ったときは、自主的に参集する。

##### (2) 震災非常警備体制の確立

###### ア 警防本部の設置

消防組合に警防本部を設置し、本部指揮隊、指令調査隊、情報隊、庶務隊、特

- 別救助隊及び本部特設隊を編成する。
- イ 署隊本部の設置  
門真・守口の各消防署に署隊本部を設置し、署指揮隊、情報班、庶務班、署隊及び署特設隊を編成する。
  - ウ 消防部隊の増強編成  
参集した消防吏員をもって消防組合警防本部等の編成、増強及び交替を行う。
- (3) 地震発生直後の緊急措置
- 地震による消防施設、人員の被害の軽減と消防力を確保し、以後の消防活動体制を確立するため、次の緊急措置を行う。
- ア 人員の安全の確保及び消防施設の機能確保  
消防吏員の安全を確認するとともに、通信施設、消防車両及びその他の消防施設の機能を点検し、必要に応じて庁舎から待避させ消防活動体制を確保する。
  - イ 災害情報の収集  
地震による被害及び火災等の発生状況を迅速に把握するため、消防吏員による高所監視を実施するとともに、119番通報、関係機関及び参集消防吏員その他から災害情報を収集する。
  - ウ 地震情報等の連絡  
震度情報、その他の災害情報を関係機関等に連絡する。
  - エ 消防機械類、資器材の整備  
消防用車両等にホースその他の震災用資器材を増強積載し、災害出場に備えるとともに、可搬ポンプ等の点検を行う。

## 2 門真市消防団の非常警備体制

門真市域で震度5弱以上を観測、又は震度5弱未満であっても、相当の被害が発生したときは非常警備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

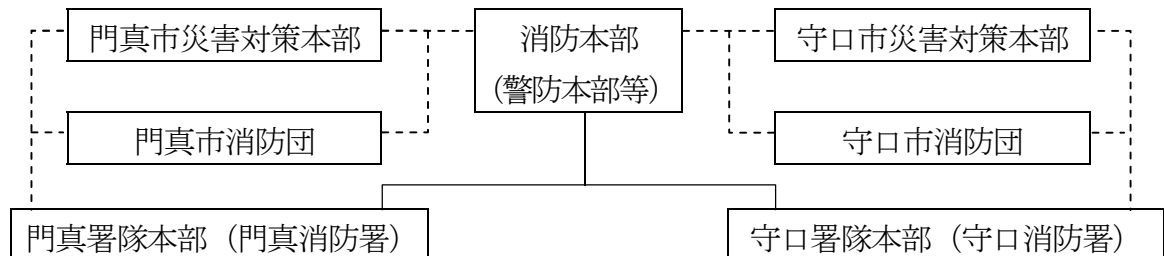
- (1) 消防団員の非常参集  
消防団員は、テレビ、ラジオ及び気象予警報その他により、上記の地震の発生を知ったときは、自主的に非常参集する。
- (2) 非常警備体制の確立
  - ア 消防団本部の設置  
市役所に消防団警防本部を設置する。
  - イ 通信体制の確立  
消防団本部と各分隊との通信体制を確保し、消防団の効果的な活動体制を確立する。
  - ウ 部隊の編成  
消防団は、分隊ごとに消防ポンプ隊と人員部隊を編成し、火災防御活動及び倒壊家屋からの人命救出等の活動を行うものとする。

※資料4-6 「門真市消防団の組織」

## 第2 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線及び無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

市、消防組合及び消防団との情報連絡体制は、次表によるものとする。



### 1 情報の収集

消防組合は、本部事務局及び現地対策部との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

### 2 府等への報告

地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生し、消防組合への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに府及び消防庁に報告する。

※資料4-2「守口市門真市消防組合における消防力の状況」

資料4-5「守口市門真市消防組合の組織」

資料4-7「消防組合保有資器材一覧表」

資料4-9「消防通信」

## 第3 震災時の消火活動

災害時の火災は、地震の規模、発生時間帯、建物等の倒壊、道路、消防水利等の損壊状況によって、火災の発生件数や延焼拡大危険等の形態が異なり、かつ、火災の拡大が多数の市民の生命を脅かすことから、火災防御活動を震災時の最優先活動と位置付け、消防団、自主防災組織等と連携して活動を展開することとし、消防部隊の運用は、次の区分により行う。

#### (1) 集中防御

集中的に消防部隊を投入して防御にあたる。

#### (2) 分散防御

同時多発災害に対し、消防部隊を分散させ、小数部隊で防御にあたる。

#### (3) 重点防御

同時多発災害に対し、災害拡大のおそれが大なるものを重点的に防御にあたる。

## 1 災害対応

火災・救助・救急事案が同時に多発している場合は、地震災害警防計画の活動要領に基づき実施する。

## 2 消防水利の確保

### (1) 震災時の消防水利

上水道の破損も予測されることから、消火栓にあつては、配水管の使用の可否を確認し活用する。消火栓使用不可能な場合は、防火水槽、河川水、プール及び下水等の水利を活用する。

### (2) 消防水利の不足時の緊急対策

市及び消防組合は、地震により火災防御活動に必要な水利の確保が困難となった場合は、消防水利の確保に最重点を置き、あらゆる手段を講じて必要水利の確保を図る。

※資料4-3「消防水利の現況」

資料4-10「公設防火水槽分布図」

## 第4 救助活動

救助活動は、地震災害警防計画に基づき出場するものとし、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

### 1 活動の方針

- (1) 市及び消防組合は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連絡をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

### 2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

## 第5 行方不明者の搜索

- 1 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、門真警察署、自衛隊等が市民の協力を得て実施する。また、福祉対策班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者の搜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施する。
- 3 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

## 第6 救急活動

### 1 救急活動体制

保健医療対策班は災害により多くの傷病者が発生した場合、大阪府救急・災害医療情報システムを活用しながら、府・市医療救護班、医師会、救急医療機関等と連携を密にして対処するとともに、傷病者を搬送する手段を有する民間救急事業者等が一致協力することとする。

### 2 救急活動の基本

#### (1) 被災現場からの救急搬送

救急隊は、被災現場での傷病者の救急搬送に重点を置き、救命処置を要する重症度の高い者を優先して、近くの医療機関又は、救護所等へ搬送するものとする。

#### (2) 医療機関、救護所からの傷病者の搬送

医療機関又は、救護所等から他の医療機関に搬送する転院搬送は、府、市、医療機関、民間救急事業者及びその他の救急車等で搬送するものとする。

#### (3) 搬送先医療機関の確保

保健医療対策班は、大阪府救急・災害医療情報システムを活用しながら、府医療救護班、消防組合、医師会及び医療機関等と連携を密にして、傷病者の搬送先の確保に努めるものとする。

### 3 医療機関情報の収集と連絡

消防組合は、救急医療機関の被災状況、受入れ可否状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて医療救護活動を実施する関係機関・団体等に情報を提供する。

### 4 航空機等による傷病者の搬送

航空機(ヘリコプター)等による救急搬送の必要があるときは、消防組合と連携を図

り、府又は、大阪市消防局、その他関係機関に航空機の出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料10-3 「ヘリポート候補地一覧表」

## 第7 応援の要請

### 1 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組合は、地震による被害が甚大で、市単独の消防力では対応が困難と判断した場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

※資料12-1 「災害相互応援協定一覧表」

### 2 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防組合は、大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

### 3 知事への応援要請

消防組合は、大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指揮権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

### 4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

## 第8 各機関による連絡会議の設置

市、府、府警本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議（合同調整所）を設置する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。



## 第9 市民等との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

## 第10 惨事ストレス対策

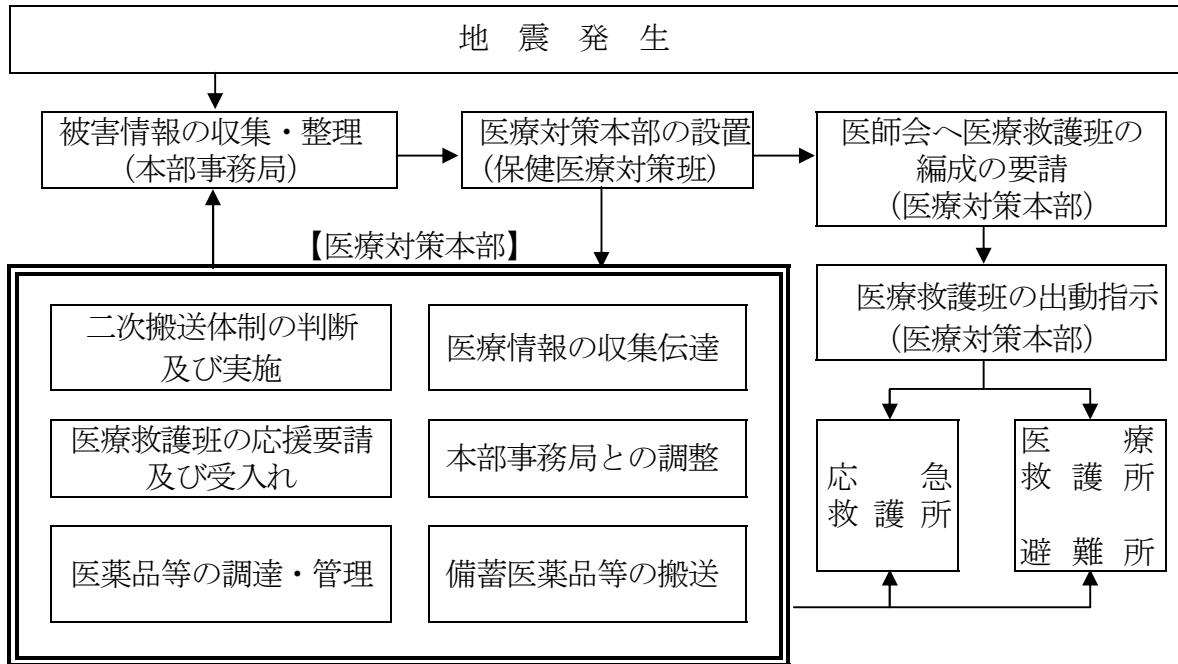
救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第9節 医療救護活動

地震発生初期は、医療救護要員の確保と災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動が重要である。市及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 医療活動体制の 確立	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							
第2 医療情報の収集 活動	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会、 消防組合							
第3 現地医療対策	保健医療対策班、 守口保健所、日本 赤十字社、門真市 医師会、門真市歯 科医師会、門真市 薬剤師会						応急救護所は 発災後3日間 程度	
第4 後方医療対策	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							
第5 搬送	保健医療対策班、 消防組合、門真市 医師会、門真市歯 科医師会、門真市 薬剤師会							
第6 医薬品等の調達 ・確保	保健医療対策班、 日本赤十字社、門 真市薬剤師会							
第7 個別疾病対策	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							

【医療救護活動の流れ】



《対策の展開》

第1 医療活動体制の確立

1 医療対策本部の設置

(1) 設置基準

保健医療対策班は、大規模災害が発生した場合（災害対策本部が設置された場合）、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び消防組合からなる医療対策本部を保健福祉センター内に開設し、活動を開始する。ただし、消防組合にあっては、消防本部と医療対策本部が連携し、情報を共有することをもって活動とする。

(2) 医療対策本部の役割

保健医療対策班は、災害対策本部事務局と綿密な連携のもと医師会長、歯科医師会長及び薬剤師会長等の医療アドバイザーを中心に、被災者に対する医療救護活動を総合的に調整する。

- ア 初期医療体制に関すること
- イ 広域医療体制に関すること
- ウ 医療救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
- エ 保健対策に関すること
- オ 傷病者の病状の判断に関すること

(3) 医療対策本部の構成員

構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	保健福祉部長
医療アドバイザー	医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長
部員	医師会副会長、歯科医師会副会長、薬剤師会副会長、消防組合、保健医療対策班、その他市長が指名する者

## 第2 医療情報の収集活動

医療対策本部は、医療関係機関と密接な連携のもと、大阪府救急・災害医療情報システムや医療情報連絡員（保健福祉部の職員からの指名）、医師会連絡網等を活用し、人的被害、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、医療施設の活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも多様な伝達手段により医療機関情報を提供する。

## 第3 現地医療対策

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて医療対策本部が救護所（応急救護所、医療救護所の2種類）の開設を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び日本赤十字社大阪府支部の協力を得て医療救護班を組織する。

### 1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、医療機関だけでは対応しきれないとき
- (2) 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき

### 2 応急救護所

- (1) 市内数ヶ所に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を各所に配置する。
- (3) 応急救護所の活動は、災害発生直後3日間程度の活動とする。
- (4) 応急救護所における業務
  - ア 医療機関への搬送の要否の判断及びトリアージ（負傷者選別）の実施
  - イ 傷病者に対する応急措置

- ウ 助産救護
  - エ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
  - オ その他状況に応じた処置
- (5) 応急救護所の運営  
医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。
- ア 携帯電話等通信手段の確保
  - イ 医薬品、医療用資器材の補給
  - ウ その他医療救護活動に必要な事項
- (6) 医療救護班が不足する場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- (7) 医療救護班は、現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

### 3 医療救護所

- (1) 市内避難所（学校の医務室又は保健室）等に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を編成し、1日2～3時間程度の稼働とし、場合によっては巡回とする。また、被災者の健康状態を把握し、医療ニーズに応じた診療科目別の医療救護班の設定を行う。
- (3) 医療救護所の活動は、災害発生より中長期にわたって活動する。
- (4) 医療救護所における業務
- ア 軽傷外傷の治療
  - イ 一般外傷の治療
  - ウ 被災市民の健康管理
  - エ その他の必要な措置
- (5) 医療救護所の運営  
医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。
- ア 交代要員の確保
  - イ 携帯電話等通信手段の確保
  - ウ 医薬品、医療用資器材の補給
  - エ 食料、飲料水の確保
  - オ その他医療救護活動に必要な事項

### 4 歯科医療班の体制

- (1) 歯科医療班は歯科医師1人、歯科衛生士3人、歯科技工士1人、状況により歯科助手若干名で編成するが、災害の規模等によりそれぞれの人数を増減する。
- (2) 出務は、市内数ヶ所の応急救護所及び医療救護所に勤務する。

## 5 薬剤師班の体制

薬剤師で構成し、応急救護所及び医療救護所に勤務する。

## 6 医療救護班の受入れ

守口保健所の支援・協力のもと医療対策本部に、医療救護班の受入窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

# 第4 後方医療対策

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

## 1 市内の医療機関による医療活動

中軽症者については市内の災害医療協力病院、主要医療機関にて受入れと措置を行う。重症者については被災地域内の災害拠点病院へ搬送する。

## 2 広域的後方医療活動

救護所及び市内災害医療協力病院等での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、大阪府救急・災害医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないように振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

## 3 市災害医療センターの役割

市災害医療センター（保健福祉センター）は、災害医療の拠点として、医療救護班の派遣を受入れ、入院を要しない患者の応急措置を行う。

## 4 災害医療協力病院の役割

府が指定した災害医療協力病院（摂南総合病院、蒼生病院、萱島生野病院）は、市災害医療センター（保健福祉センター）と協力し、率先して患者を受け入れる。

# 第5 搬送

医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

## 1 傷病者の搬送

消防組合は、医療対策本部と連携し、管内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

## 2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内災害医療協力病院等への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、受入れ医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、受入れ医療機関に対して、診療、受入れの可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

## 3 広域搬送

被災地域外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター、自衛隊機等を活用して搬送するため、本部事務局は、府に出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料10-3 「ヘリポート候補地一覧表」

## 第6 医薬品等の調達・確保

医療対策本部は、日本赤十字社大阪府支部、市内医療機関及び門真市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の調達・確保を実施する。

医薬品等が不足する場合、医療対策本部は、本部事務局を通じて府に対して供給の要請を行う。

## 第7 個別疾病対策

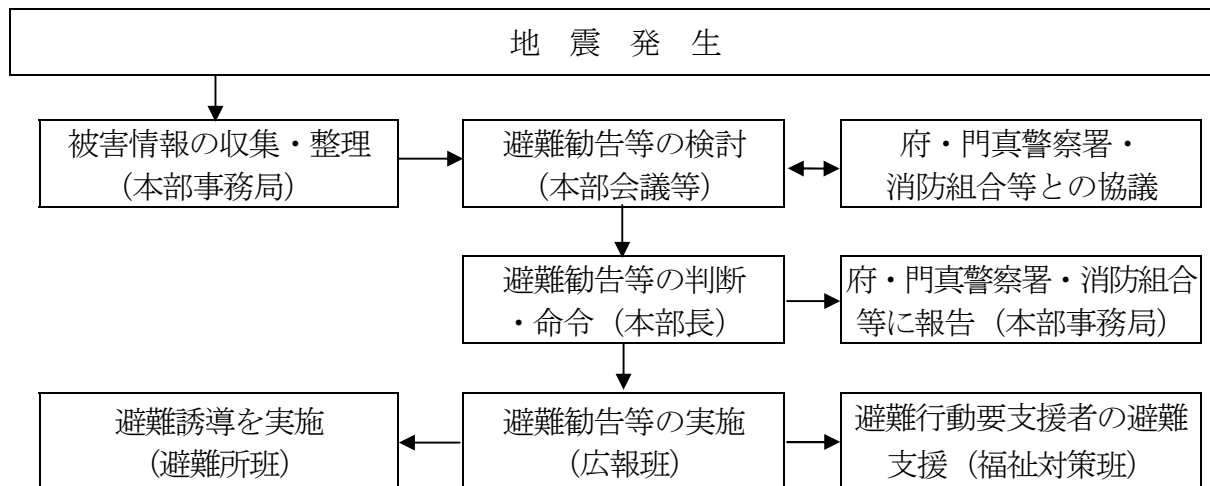
保健医療対策班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

## 第10節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、避難行動要支援者に対しては、「避難行動要支援者マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難勧告又は指示	本部事務局、広報班							
第2 警戒区域の設定	本部事務局、広報班、消防組合、門真警察署							
第3 避難	避難所班、園児対策班、広報班、福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、日本赤十字社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社							

### 【避難誘導の流れ】



### 《対策の展開》

#### 第1 避難勧告又は指示

地震の発生によって、被害の危険性がある市民に対し、避難勧告又は指示を行い、生命又は身体の安全を確保する。



## 1 実施責任者、実施要件・内容等

避難勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等は、次のとおりとする。

### 【避難勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等】

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>※必要があるときは、その立退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。</p>	災害対策基本法第60条
知事	<p>災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。</p> <p>※事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。</p>	
警察官	<p>市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>※指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。</p>	災害対策基本法第61条
	<p>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p> <p>※とった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとる。</p>	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいな</p> <p>いときに限り、避難等の措置を講ずる。</p>	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた府職員、水防管理者	<p>洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きの指示ができる。</p> <p>※水防管理者が指示した場合は、管轄の警察署長に通知する。</p>	水防法第29条

## 2 避難勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難勧告及び指示を発令する。勧告又は指示にあたっては、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難勧告・指示が出された地区名、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。

### 【避難勧告】

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難時の注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装)等
伝達方法	防災行政無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等による伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、(自主防災組織等を通じた)口頭による伝達を併用する。

### 【避難指示】

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難時の注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装)等
伝達方法	防災行政無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等による伝達、テレビ放送、ラジオ放送、(自主防災組織等を通じた)口頭伝達、サイレンを併用する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

### 3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに本部事務局に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

### 4 避難路の確保

市、門真警察署及び道路管理者は安全な避難路の確保に努める。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、次の要領で警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。なお、設定及び解除についての関係機関等への連絡は、避難勧告又は指示の連絡に準じて行う。

#### 【警戒区域の設定要領】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策 基本法 第63条
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策 基本法 第73条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長、又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
警察官	消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団長の要求があったときに警戒区域を設定できる。	
水防団長 水防団員 消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに警戒区域を設定できる。	

## 2 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について門真警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、門真警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、門真警察署、消防団及び地域住民等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

## 第3 避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

### 1 自主避難

避難勧告、指示を待ついとまがない場合や、市民自らの判断により、一時的に身の安全を確保するために避難することを自主避難という。

一時避難地への市民の避難は、自主避難を基本とする。

## 2 避難誘導

市長が避難勧告又は指示を行った場合は、市民等の避難誘導を実施する。

市民等の避難誘導に際しては、門真警察署の協力を得るとともに、自主防災組織等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。

また、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。

### (1) 広域避難地への市民の避難誘導

避難所班は、市民等の協力を得て、一時避難地から広域避難地への市民の避難誘導を実施する。なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。

### (2) 学校園、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所及びその他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

### (3) 交通機関等における誘導

交通機関等における乗客の避難誘導は、その交通事業者があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

※資料11-1 「一時避難地一覧表」

資料11-2 「広域避難地一覧表」

資料11-3 「避難所一覧表」

## 3 避難にあたっての留意点と方法

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

### (1) 避難にあたっての留意点

ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

### (2) 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空き地等に集合し、安全な経路を歩いて徒歩で避難する。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。

ウ 避難所が火災等で危険と判断された場合、他の避難所へ移動する。

## 4 避難路

安全面に十分配慮し緊急交通路予定路線を、避難路に設定する。

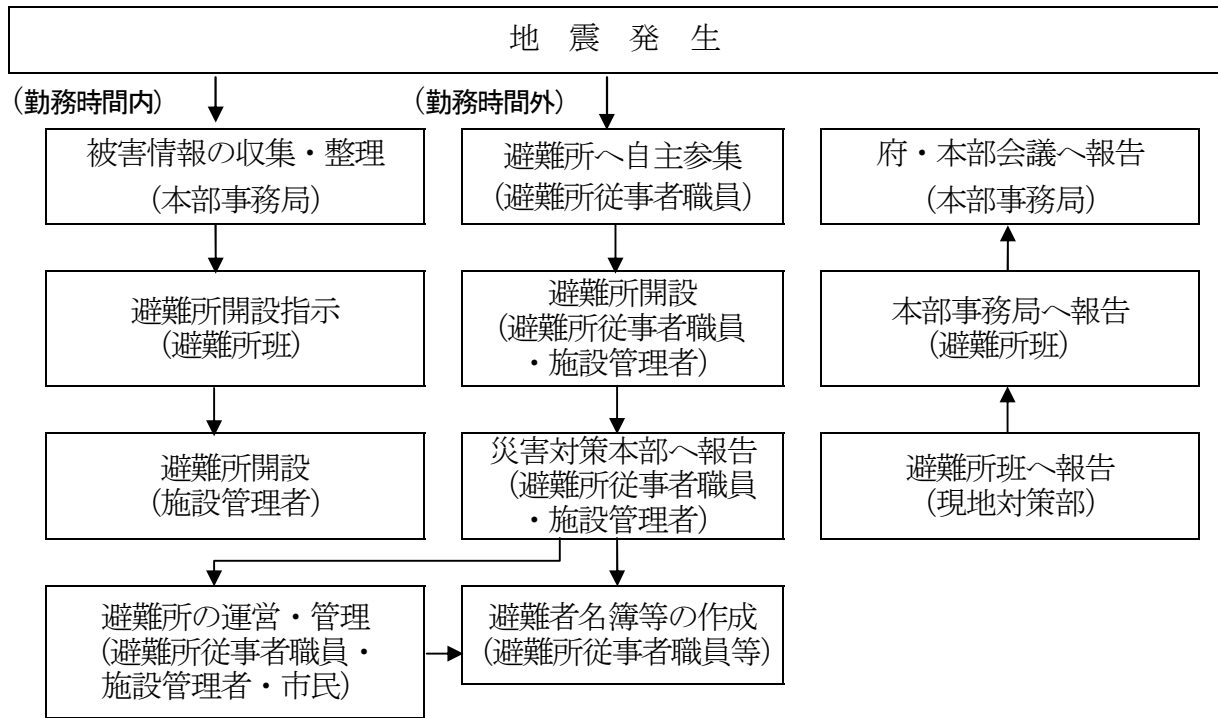
※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

## 第11節 避難所の開設・管理

災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供及び生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、在宅避難者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難所の開設	本部事務局、避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第2 避難所の管理・運営	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第3 避難所の早期解消のための取り組み等	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第4 避難所の集約及び解消	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							

【避難所開設・管理の流れ】



《対策の展開》

第1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

市長は、避難勧告・指示を発令した場合又は災害が発生した場合、予想される避難者に応じて避難所を開設する。

- (1) 市域で震度5弱以上を観測した場合は、指定する避難所の全てを開設する。
- (2) 市域で震度4以下を観測した場合は、状況に応じて開設する。

2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
  - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
  - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
  - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
  - イ 避難勧告・指示が発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められるとき

3 避難所の開設方法

勤務時間内に避難所を開設する場合は、避難所班の指示のもと施設管理者が、各避

避難所を開設する。また、勤務時間外に避難所を開設する場合は、避難所従事者職員又は施設管理者によって開設する。

- (1) 市域で震度5弱以上を観測した場合、避難所従事者職員又は施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ開設する。
- (2) 市域で震度4以下を観測した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

※資料11-1 「一時避難地一覧表」  
資料11-2 「広域避難地一覧表」  
資料11-3 「避難所一覧表」

#### 4 避難所開設時の留意点

避難所開設にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 指定の避難所以外の施設に避難者が集結し、受入れできない事態とならないよう、避難所班は、避難者に指定の避難所に避難するよう指示する。
- (2) 避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、他の避難所へ移動するとともに本部事務局は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置及び府への要請などにより必要な施設の確保を図る。
- (3) 要配慮者に考慮し、被災地域外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

#### 5 関係機関への通知

本部事務局は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

## 第2 避難所の管理・運営

避難所班は、地域の市民組織等（避難所運営委員会）の協力を得て、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所を管理・運営する。

### 1 管理責任者

避難所の管理責任者は、施設管理者又は避難所従事者職員とする。

### 2 運営主体

市民組織等を中心とした避難所運営委員会を結成し、自主運営体制を確立する。

なお、避難所運営における女性の参画を推進するため、避難所運営委員会に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。



### 3 市（避難所班）、管理責任者、ボランティアの役割

避難所班及び管理責任者は、ボランティアと協力し、避難所運営委員会の代表と協議しながら、避難所運営を支援する。

### 4 避難所の管理

#### (1) 避難者名簿等の作成

管理責任者は、「避難者カード」を配付・回収のうえ、これを基に「避難者名簿」及び「避難所状況報告書」をできる限り早期に作成し、避難所班に報告する。また、避難所で生活せず食料・物資のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努める。

なお、避難者の安否確認に係る問合せに対応するため、原則安否情報の外部提供を行う。

※様式10「避難所状況報告書」

様式11「避難者名簿」

様式12「避難者カード」

#### (2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数（在宅避難者への配給分を含む）を「食料依頼伝票」及び「物資管理伝票」に記入し、避難所班に報告し、調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取り、その都度「物資受渡簿」に記入のうえ、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配付する。

※様式13「食料依頼伝票」

様式14「物資管理伝票」

様式15「物資受渡簿」

#### (3) 生活環境への配慮

管理責任者は、生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、トイレの設置状況の把握や動物飼育者の周辺への配慮の徹底などに努める。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザー等の配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

### 5 要配慮者への配慮

(1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。

(3) 管理責任者は、避難所等で生活が困難な要配慮者等に対して避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するほか、福祉サービスの提供、福祉避難所への入所、又は社会福祉施設等への一時入所等を本人及び福祉対策班と相談の上実施する。

## 6 長期化への対応

管理責任者は、避難の長期化に対応して、次の把握に努めるとともに、避難所班と調整して必要な措置を講じる。

- (1) プライバシーの確保状況（男女のニーズの違い等に留意）
- (2) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (3) 洗濯等の頻度
- (4) 医師や看護師等による巡回の頻度
- (5) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (6) ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置等に配慮する）

## 7 その他（避難所内の秩序維持、情報提供等）

避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイクを用いて周知する。

## 第3 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

## 第4 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 市長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。

## 第12節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	福祉対策班、教育班、避難所班、園児対策班、門真市社会福祉協議会等							
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	福祉対策班、保健医療対策班、避難所班、園児対策班、福祉サービス事業者・社会福祉施設等							
第3 応急保育	福祉対策班、避難所班、園児対策班、保健医療対策班、守口保健所							

《対策の展開》

### 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

#### 1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 福祉対策班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者マニュアル」に基づき、民生委員児童委員、市民、門真市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育班及び園児対策班は、被災により保護者を失う等の要保護園児・児童・生徒の早期発見、保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設整備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### 2 福祉ニーズの把握

福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

### 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要

支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、障がい特性に応じた情報提供に努める。

### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、本人の意思を尊重して対応する。
- (2) 福祉対策班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (3) 保健医療対策班、避難所班及び園児対策班は、関係機関と協力し、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

### 2 福祉避難所等への入所

福祉対策班は、施設管理者や避難所運営委員会の協力を得て、被災した避難行動要支援者が避難所生活を支障なく円滑に利用できるよう、避難所を管理・運営する。

また、保健医療対策班は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での避難行動要支援者の健康状態を把握し、福祉対策班と連携して社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を迅速かつ円滑に実施する。

しかしながら、避難所での共同生活が困難な避難行動要支援者がいる場合には、福祉対策班は、避難行動要支援者本人の意思、心身の状況及び介助者の有無等を確認のうえ、本部事務局へ優先度と併せて報告する。その報告を受けて本部事務局は、社会福祉施設等に対して福祉避難所の開設を要請し、施設側が承諾した場合に、避難行動要支援者の介助者等により福祉避難所へ搬送するものとする。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して日常生活をおくれるよう支援を行う。

### 3 情報提供

福祉対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

## 第3 応急保育

### 1 応急保育の実施

園児対策班は、災害によって施設が損傷するなど、通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、保育士・乳幼児及びその家族のり災程度、交通機関、道

路の復旧状況その他を勘案して、応急保育を実施する。

## 2 保育士の確保

保育士の被災等によって保育士の欠員が生じ、通常の保育が実施できない場合は、園児対策班において調整を図り、保育士の確保の応急措置を講じる。

## 3 乳幼児の健康管理等

園児対策班は、被災した乳幼児の身体と心の健康管理を図るため、守口保健所、保健医療対策班等と連携して臨時健康診断、カウンセリング及び電話相談等を実施する。

## 第13節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たずに、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、他の都道府県から被災市民の受入れの協議を受けた場合は、被災市民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災市民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
広域一時滞在	各部局、大阪府							

## 第14節 二次災害の防止

余震、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施するとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

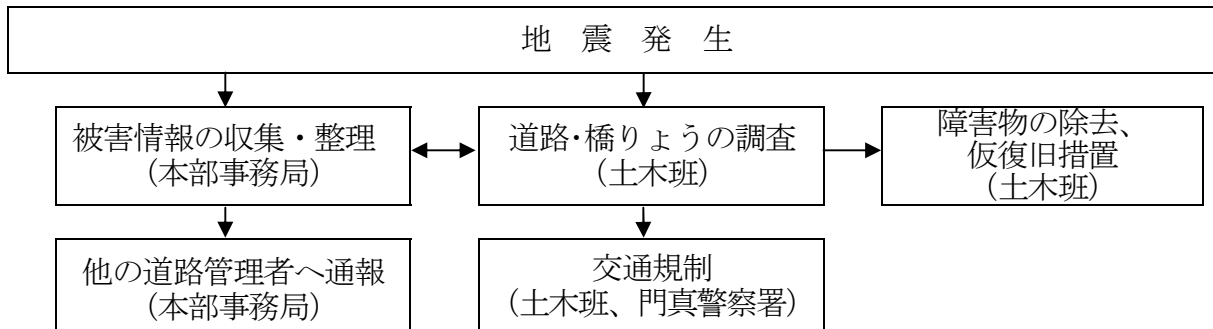
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 公共土木施設等	本部事務局、土木班、門真警察署、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施	本部事務局、庶務班、建築班							
第3 危険物施設等の応急措置	消防組合、危険物施設等の管理者							
第4 放射性同位元素に係る施設の応急措置	放射性同位元素に係る施設の管理者							

《対策の展開》

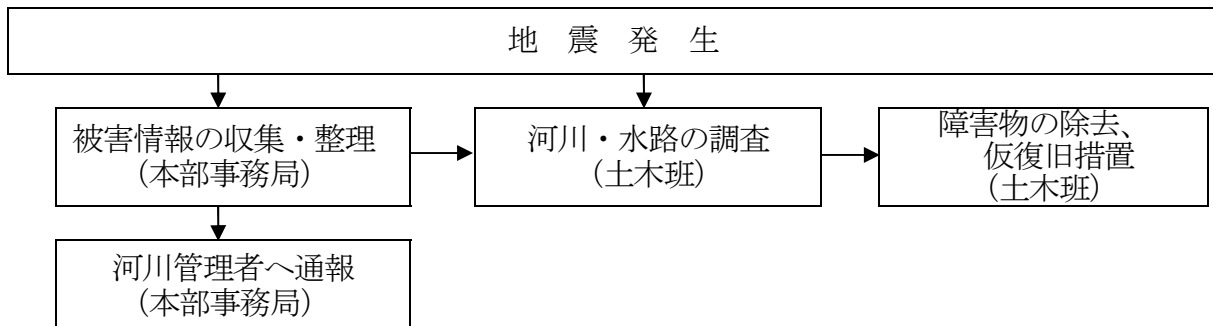
### 第1 公共土木施設等

#### 【二次災害防止の流れ】

(道路・橋りょう)



(河川・水路)



## 1 道路・橋りょう

### (1) 被害状況の把握

土木班は、道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

### (2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障がある場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者（枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置を要請する。

### (3) 道路交通の確保

危険箇所を確認した場合は、直ちに門真警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

### (4) 応急復旧

土木班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

## 2 河川、水路等

### (1) 被害状況の把握

土木班は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

### (2) 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局を通じて当該管理者（寝屋川水系改修工営所）に通報し、応急措置を要請する。

### (3) 応急復旧

土木班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急復旧を速やかに実施し、管理者へ通報するとともに応急措置に協力する。また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

## 3 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の市民に連絡するとともに、必要に応じて災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。



## 第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施

### 1 公共建築物

公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害防止のため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### (1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

#### (2) 応急措置の不可能なもの

- ア 被害の防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

### 2 民間建築物・宅地

二次災害防止のため、建築班は、概括的被害情報等に基づき、被災建築物・宅地の応急危険度判定を地震発生直後に実施するとともに、本部事務局を通じて被害状況を府に報告する。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

#### (1) 応急危険度判定作業の準備

庶務班、建築班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 応急危険度判定士受入名簿への記入と判定チームの編成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識及び備品等の交付

#### (2) 調査の体制

建築班は、応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

#### (3) 応援要請

市単独で応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、本部事務局を通じて府に応急危険度判定士の派遣を要請する。

## 第3 危険物施設等の応急措置

消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者（以下「危険物施設等の管理者」という。）と協力して、爆発、漏洩等の二次災害を防止する。

### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。

### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

消防組合は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、危険物等指導班を出動させ、関係機関と協力して当該危険物等施設の関係者に保安措置の指導、警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

※資料5-2「危険物施設数」

## 第4 放射性同位元素に係る施設の応急措置

### 1 点検・応急措置

放射性同位元素に係る施設の管理者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

### 2 避難及び立入制限

放射性同位元素に係る施設の管理者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

## 第15節 交通規制・緊急輸送活動

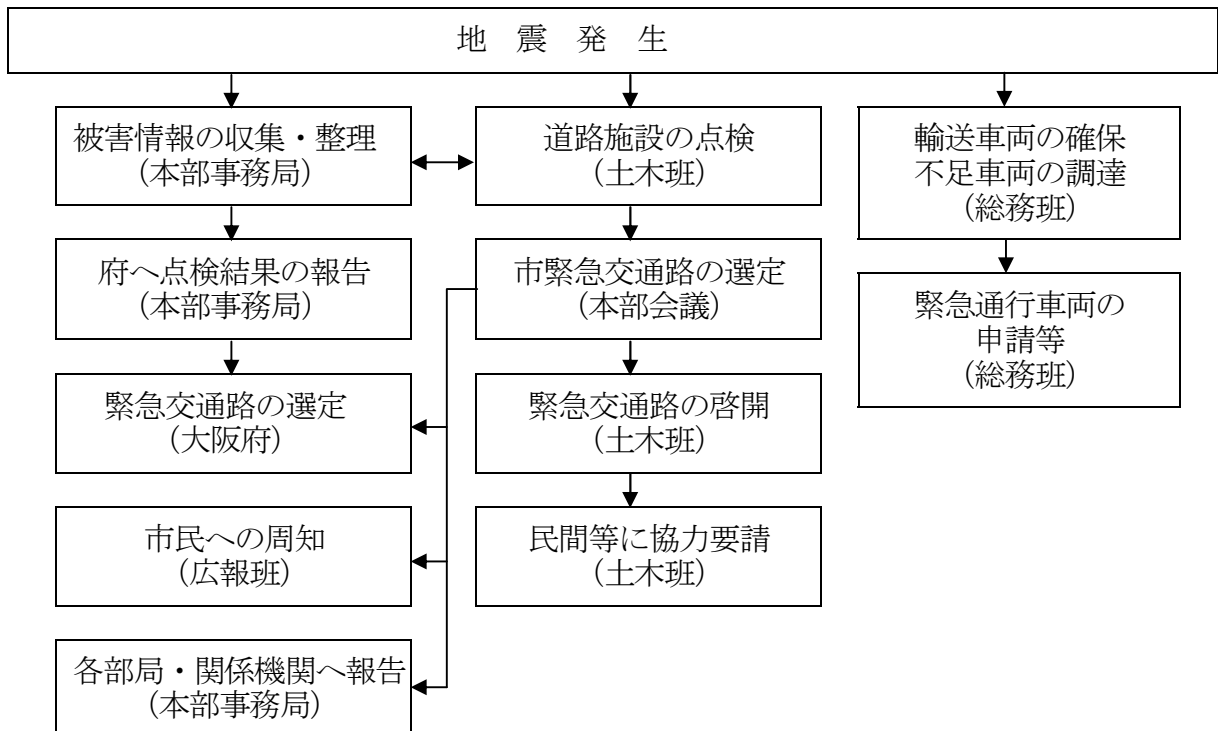
消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 陸上交通	本部事務局、土木班、総務班、広報班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 航空輸送	本部事務局、大阪府、消防組合、門真警察署、自衛隊							
第3 交通規制	本部事務局、土木班、門真警察署							

《対策の展開》

### 第1 陸上交通

#### 【緊急輸送活動の流れ】



## 1 緊急交通路の選定・確保等

### (1) 被害情報等の収集

府、市、府警本部及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

### (2) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、府警本部は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

### (3) 災害応急対策実施のための緊急交通路の選定・確保（第2次交通規制）

市は、府、府警本部及び道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災状況、道路状況及び緊急輸送活動等を考慮して、下表の中から緊急交通路を選定する。

区 分		路 線 名
自動車専用道路		近畿自動車道、第二京阪道路
一般道路	重点14路線	国道163号、大阪中央環状線、国道1号
地域緊急交通路	府 道	八尾茨木線、木屋門真線、八尾枚方線、守口門真線、深野南寺方大阪線
	市 道	門真中央線、浜町桑才線、大和田茨田線、島頭太子田線、岸和田守口線、岸和田島頭線、下島町南北1号線、常称寺藤田線、舟田町南北線、三郷大和田線

#### ア 道路管理者

##### ① 道路施設の点検

土木班は、府及び市の緊急交通路の被害状況を調査するとともに、使用可能な道路を把握し、新たな緊急交通路を選定するため、安全性の点検を行う。

##### ② 府への点検結果の報告

本部事務局は、道路施設点検の結果を府に報告するとともに、府が行う緊急交通路の決定に関しての協力を行う。

##### ③ 緊急交通路の決定

本部事務局は、府、府警本部及び道路管理者と協議の上、道路施設点検の結果を踏まえ、被災状況、緊急輸送活動等に基づき、緊急交通路を決定する。

##### ④ 緊急交通路の確保（道路啓開）

土木班は、緊急交通路を確保するため、民間等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要なショベル、ブルドーザー等について民間等から調達する。

#### イ 府警本部

府警本部は、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制・交通管制を行う（詳細は、「第3 交通規制」を参照）。

① 緊急交通路の区間規制

必要に応じて重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外の区間の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市及び道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
大阪市内区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の西側区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域

③ 交通管制

被災地域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

## 2 緊急交通路の周知

(1) 関係機関への連絡

本部事務局は、府が決定した緊急交通路について、各部連絡責任者に連絡するとともに報道機関等を通じて、緊急輸送活動に係る消防組合、医療機関、自衛隊、交通関係事業者及びライフライン事業者などに対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 市民への周知

広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、府が行う広報活動に協力するとともに、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

## 3 輸送手段の確保

総務班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、公用車を活用するほか、民間等の車両を調達し、緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

- ア 全ての公用車（上下水道局の車両を除く）は、総務班が集中管理を行う。
- イ 車両が不足する場合は、民間等に協力を要請する。
- ウ 必要に応じて、燃料取扱事業者の協力を求め、車両燃料の確保を図る。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、最寄りの警察署等で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務班が民間借り上げ等

によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を門真警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

### (3) 車両の運用

- ア 総務班は、各部局の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- イ 総務班は、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。
- ウ 緊急通行車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

※資料10-1「公用車一覧表」

資料10-2「緊急交通路予定路線図」

様式8「緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証」

様式9「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

## 第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

### 1 輸送基地の確保

#### (1) ヘリポート

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

#### 【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 本部事務局は、選定したヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

(3) 本部事務局は、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

※資料10-3「ヘリポート候補地一覧表」

### 2 輸送手段の確保

本部事務局は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

## 第3 交通規制

府公安委員会、府警本部とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

### 1 道路管理者による交通規制

#### (1) 交通規制の実施

道路の破損、決壊等により交通が危険である場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、門真警察署と協議し、車両の通行を禁止・制限する。

#### (2) 迂回路の設定

道路の交通規制を行った場合は、門真警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

#### (3) 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止・制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令に基づき、禁止・制限の対象、区間、期間及び迂回路等を表示した道路標識、案内板等を設置する。

### 2 府公安委員会、府警本部による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、本部事務局を通じて府公安委員会、府警本部に対して交通規制の実施を要請する。

#### (1) 人命救助、避難路確保等のための交通規制

人命救助等のため必要がある場合は、被災状況、道路の被害程度等を考慮し、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

#### (2) 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策の実施に必要な人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要がある場合は、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

#### (3) 交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、道路管理者とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があるときは、区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限できる。措置を行ったときは、直ちに、通行禁止区域等その他必要な事項を周知する。	災害対策基本法第76条
警察官	<p>①通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>②当該措置がとられないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。また、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損できる。</p>	災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にはいない場合、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行のため、上記②の措置を行うことができる。措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	
消防吏員	警察官がその場にはいない場合、消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、上記①、②の措置を行うことができる。措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	
公安委員会	<p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。</p> <p>道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であるときは、警察官の現場における指示により、交通の規制をすることができる。</p> <p>規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行い、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定することができる。</p>	道路交通法第4条
	歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。	道路交通法第5条



権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
警察官	車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第4項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じることができる。	道路交通法第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険である場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

### 3 相互連絡

本部事務局は、門真警察署と被災状況、道路の被害程度及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

### 4 広報（交通規制の周知）

交通規制を実施する場合は、門真警察署と連携して広く一般に周知する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

## 第16節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、ライフラインとしての必要な機能を確保する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 被害状況の把握	本部事務局、給水班、施設班、下水道班、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社							
第2 各事業者における対応	給水班、施設班、下水道班、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社							

《対策の展開》

### 第1 被害状況の把握

- 1 給水班、施設班、下水道班は、地震による施設被害が発生した場合又はサービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、各部連絡責任者を通じて本部事務局に報告するとともに、被害が生じた場合は府に報告する。
- 2 本部事務局は、震度5弱以上が観測された場合には電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

### 第2 各事業者における対応

- 1 上水道施設
  - (1) 給水班、施設班は、上水道施設において被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
  - (2) 必要に応じて、消防組合、門真警察署に通報するとともに、市民への広報を行う。
- 2 下水道施設
  - (1) 下水道班は、下水道施設において被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
  - (2) 必要に応じて、門真警察署に通報するとともに、市民への広報を行う。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

資料6-3「水道局事業用無線」

### 3 電力供給施設

関西電力株式会社は、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電事故、漏電火災等の二次災害が発生するおそれがある場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じるとともに、消防組合、門真警察署及び府に通報する。

また、市民に対しては、二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

### 4 ガス供給施設

大阪ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ブロック毎でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じるとともに、消防組合、門真警察署及び府に通報し、市民への広報を行う。

### 5 電気通信施設

西日本電信電話株式会社は、災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。また、災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（web171）の提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

※資料3-2「関係機関の通信窓口」

## 第17節 交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるものとする。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 被害状況の報告	土木班、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道							
第2 各施設管理者における対応	土木班、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社							

《対策の展開》

### 第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

### 第2 各施設管理者における対応

- 1 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局）
  - (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
  - (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、門真消防署、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。
  - (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
  
- 2 道路施設（まちづくり部、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）
  - (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
  - (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて門真消防署、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。
  - (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

### 3 各乗合旅客自動車運送事業者（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ及びその他安全確保のための措置を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び門真警察署、道路管理者にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて門真消防署、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。

## 第2章 応急復旧期の活動

### 第1節 市民等からの問合せ

市は、必要に応じて市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防組合及び府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
市民等からの問合せ	本部事務局							

## 第2節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 実施責任者	本部事務局							
第2 災害救助法の適用基準	本部事務局							
第3 滅失（り災）世帯の算定基準	本部事務局							
第4 災害救助法の適用手続	本部事務局							
第5 救助の内容	本部事務局							

《対策の展開》

### 第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

### 第2 災害救助法の適用基準

人口が約13.0万人（平成22年国勢調査）の本市の場合、災害救助法施行令第1条に定めるところにより、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合
- (2) 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合
- (3) 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

### 第3 滅失（り災）世帯の算定基準

#### 1 住家滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

#### 【滅失世帯の算定基準】

滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）住家1世帯
	半壊（半焼）等著しく損傷した住家2世帯
	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家3世帯 （注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

#### 2 住家の滅失等の認定

全壊、半壊等の認定基準は、以下のとおりとする（「第7節 住宅の応急確保」参照）。

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
  - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
  - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
  - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合
  - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
  - ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
  - イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

### 第4 災害救助法の適用手続

#### 1 適用手続き

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。



## 2 救助の程度・方法及びその費用の範囲

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準での実施が困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

※資料13-1「災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額」

## 第5 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

## 第3節 緊急物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。なお、状況に応じた物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 給水活動	給水班、広報班							
第2 食料の供給等	本部事務局、調達班、総務班、食料班、教育班、近畿農政局、大阪府LPガス協会、日本赤十字社							
第3 生活必需品の供給等	本部事務局、調達班、総務班、日本赤十字社							

《対策の展開》

### 第1 給水活動

府及び大阪広域水道企業団と協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

#### 1 発災直後の応急給水

##### (1) 発災直後の情報の収集

発災直後は、次の情報から被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 浄・配水場に設置した計器で配水池等の状況を確認し、受・配水量の把握を行う。

イ 大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と綿密な連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。

※大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部は、大阪府域で震度5弱以上を観測した場合に設置される（本市は「東部大阪ブロック」に所属）。

ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

市域で震度5弱以上が観測され、市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、上下水道局を通じて大阪広域水道震災対策中央本部又は東部大阪ブロック本部に支援等を要請するとともにその旨を本部事務局に報告する。

## 2 応急給水のシステム

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

① 給水タンク車による運搬給水と消火栓に設置する応急給水栓による給水を実施する。

② 各戸への給水は仮設配管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所等、緊急性の高いところに、給水タンク車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄・配水場を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄・配水場が被災した場合は、幹線配水管に設けられた給水口や給水タンク車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

上下水道局は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実状に応じた方法によって行う。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(6) ボトル水・缶詰水等の配付

(7) 給水用資機材の調達

## 3 市民への広報（市民への給水活動に関する情報提供）

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得て、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。そのためには、次の手段等の活用を図る。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車（特に災害規模が大きい場合に巡回させる）
- ウ 市広報紙（災害情報）
- エ マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞等）
- オ 自治会
- カ インターネット（ホームページ）

(2) 情報提供

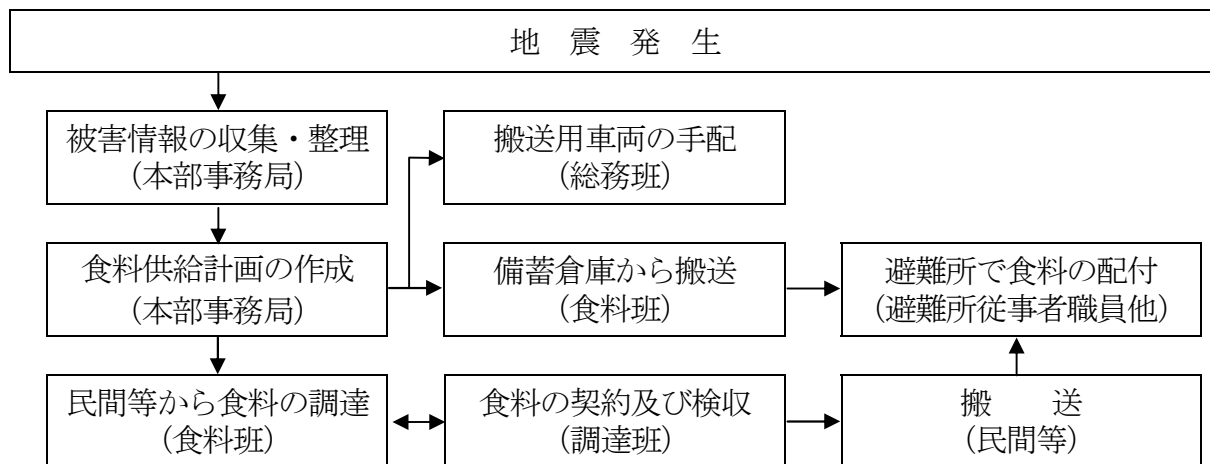
- ア 広報班は、マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める）。
- イ 福祉対策班は、広報班と協力し、外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
- ウ 広報班は、上下水道局と協力し、自治会や避難所での水使用上の注意点等を広報する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

## 第2 食料の供給等

府及び民間等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

### 【食料供給の流れ】



### 1 食料の供給

#### (1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に入所している者
- イ 在宅避難者のうちライフラインの遮断等による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給する食料の内容

供給する食料は、地震発生直後は備蓄食料とし、その後弁当等を基本とする。

(3) 供給方法

ア 本部事務局は、食料供給の対象者数量を把握のうえ、供給計画を作成する。

イ 食料班は、供給計画に基づき、備蓄食料や民間等からの調達によって確保供給する。

ウ 避難所等での配付については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配付作業を避難所運営委員会に委任する。

エ 在宅避難者への配付については、在宅避難者が必要数を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

(4) 食料の調達・搬送

食料班は、関係部局と密接な連携を図りながら食料の調達、備蓄食料の搬送を実施する。

ア 備蓄食料

食料班は、備蓄倉庫から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

調達班と調整し、民間等から調達する。なお、必要量が確保できないときは、府及び他の市町村に対し応援を要請する。また、他の市町村、農林水産省及び近畿農政局（大阪支局）に応援要請した場合は、府に報告する。

ウ 調達食料の搬送

原則として、民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

資料7-5「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」

## 2 炊き出し

炊飯を要する場合は、教育班及び食料班が炊き出しの手配を行うとともに、教育班は実施される炊き出しの協力を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所運営委員会、地域各種団体、ボランティア及び自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申出については、教育班及び食料班が関係部局との調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所内の給食調理施設及び調理実習室を利用して実施する。なお、

給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合は、協定に基づき、一般社団法人大阪府LPガス協会北東支部又は府を通じ、同協会にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪府LPガス協会		大阪府中央区船場中央2丁目1番4-405号	TEL 06-6264-7888 FAX 06-6264-7804

※資料11-5 「給食調理施設一覧表」

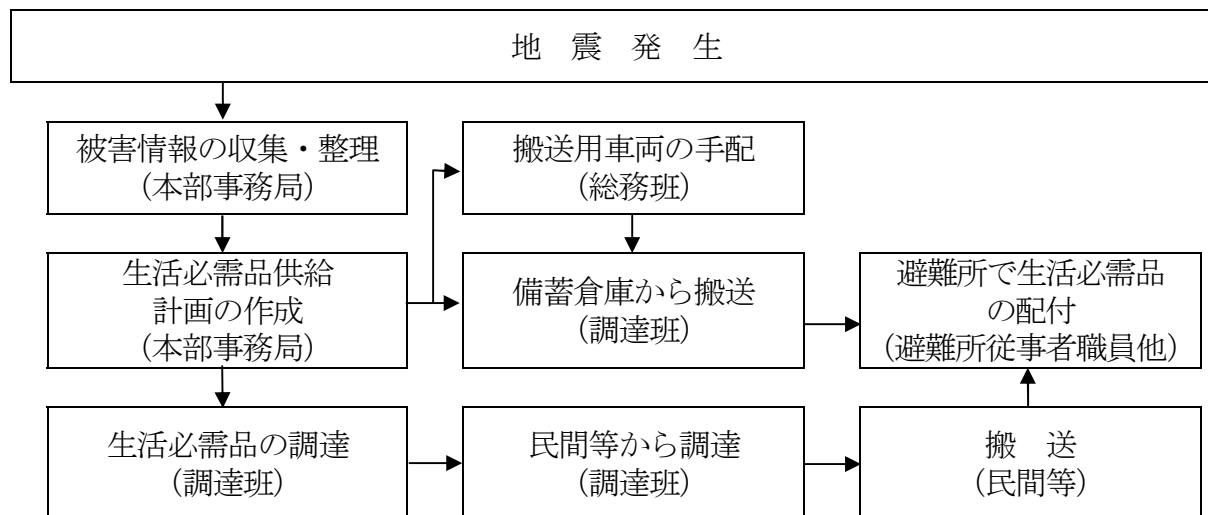
### 3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府等に支援を要請する。また、他の市町村、近畿農政局（大阪支局）及び日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

## 第3 生活必需品の供給等

府及び民間等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

### 【生活必需品供給の流れ】



### 1 生活必需品の供給

#### (1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服（肌着等）、寝具（毛布、布団等）及び身のまわり品
- イ タオル、石けん、ティッシュペーパー等の日用品
- ウ 保育用品（ほ乳瓶等）
- エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）、食器類（茶わん、皿、はし等）
- カ 光熱用品（マッチ、ローソク、燃料等）
- キ 医薬品等
- ク 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、生活必需品供給の対象者数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 調達班は、供給計画に基づき、備蓄品や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配付については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配付作業を避難所運営委員会に委任する。
- エ 在宅避難者への配付については、在宅避難者が必要な物を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

## 2 生活必需品の調達・搬送

調達班は、関係各部局と密接な連携を図りながら、生活必需品の確保・調達する。また、必要に応じて総務班を通じて車両を確保し、避難所等に搬送する。

(1) 生活必需品の調達

- ア 備蓄品  
備蓄の毛布等を備蓄倉庫から搬出して避難所等へ配付する。
- イ 調達品  
民間等から生活必需品を調達する。
- ウ 応援  
市において必需量を確保できない場合は、府に要請する。また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

### 3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府・関西広域連合等に支援を要請する。

また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援要請した場合は、府に報告する。



## 第4節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 防疫活動	保健医療対策班、 清掃班、守口保健 所、門真市医師会							
第2 食品衛生監視活 動	保健医療対策班、 守口保健所							
第3 被災者の健康維 持活動	保健医療対策班、 守口保健所							
第4 動物保護等の実 施	保健医療対策班、 清掃班、門真警察 署、府獣医師会等							

《対策の展開》

### 第1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

保健医療対策班及び清掃班は、防疫及び保健衛生に万全を期する。また、市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

#### 1 消毒措置の実施(感染症法第27条)

府の指示により、被害の状況によって、家屋、便所及びその他必要な場所を消毒する。

#### 2 ねずみ族、昆虫の駆除(感染症法第28条)

府の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

#### 3 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、守口保健所、門真市医師会等の協力を得て、被災地及び避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

また、府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車を確保し、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

- ※ 一類感染症： エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
- ※ 二類感染症： 急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る）
- ※ 三類感染症： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

#### 4 避難所等の防疫指導

府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

#### 5 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

府の指示により、保健医療対策班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、守口保健所及び門真市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

#### 6 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

#### 7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

#### 8 その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

#### 9 報告

守口保健所を通じて府に被害状況、防疫活動状況及び災害防疫所要見込額を報告する。

#### 10 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに「災害防疫完了報告書」を作成し、本部事務局及び守口保健所を経て府に提出する。

※資料7-2「防疫用器具、器材、備蓄一覧表」

様式3「災害防疫完了報告書」

## 第2 食品衛生監視活動

保健医療対策班は、衛生上の徹底を推進するなど、守口保健所が行う次の活動に協力する。

### 1 食中毒の防止

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所において、食品衛生監視員による食品の取扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- (4) その他市民に必要な食品衛生に関する注意点を啓発する。

### 2 食中毒発生時の対応方法

保健医療対策班は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

## 第3 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

### 1 健康相談等

保健医療対策班は、守口保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

#### (1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育及び健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

#### (2) 巡回栄養相談等

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、府の栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。また、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

#### (3) 要配慮者への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

## 2 心の健康相談等

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

## 第4 動物保護等の実施

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

### 1 被災地域における動物の保護・受入れ

清掃班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

### 2 避難所における動物の適正な飼育

清掃班は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに清掃班、府及び門真警察署等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第5節 ライフラインの確保

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに応急復旧を進め、応急供給、サービス提供を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 上水道施設	給水班							
第2 下水道施設	下水道班							
第3 電力供給施設	関西電力株式会社							
第4 ガス供給施設	大阪ガス株式会社							
第5 電気通信施設	西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

### 第1 上水道施設

#### 1 活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じて府、大阪広域水道企業団、他の市町村、水道関係業者及び自衛隊等に応援を要請する。

市域で震度5弱以上を観測し、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、府と市町村が協力して設置する「大阪広域水道震災対策中央本部」に支援を要請する。

#### 2 応急措置

災害が発生した場合は、速やかに所管施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

#### 3 応急復旧対策

##### (1) 資機材等の確保

給水班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

##### (2) 応急復旧

施設班は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

#### 4 広報

給水班は、広報班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるほか、節水に努めるよう、市民に呼びかける。

## 第2 下水道施設

### 1 活動体制

下水道班において、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じて府、民間等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

### 2 応急措置

災害が発生した場合は、速やかに所管施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

### 3 応急復旧対策

#### (1) 資機材等の確保

下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

#### (2) 応急復旧

下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、必要度の高いものから応急対策を行う。下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

### 4 広報

(1) 下水道班は、広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

(2) 市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

(3) 生活用水の節水に努めるよう、市民に広報する。

※資料3-5「災害時の広報文例」

## 第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

### 1 応急供給及び復旧

(1) 電力設備被害状況、一般被害状況等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止を努める。

## 2 広報

- (1) 市（本部事務局）に電力供給施設の被害状況、供給状況及び応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害防のため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報する。
- (3) 被害状況、供給状況及び復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

### 【関西電力株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
守口営業所	コールセンター	守口市八雲東町 1-9-15	TEL 0800-777-8016 FAX 06-6780-2474

## 第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

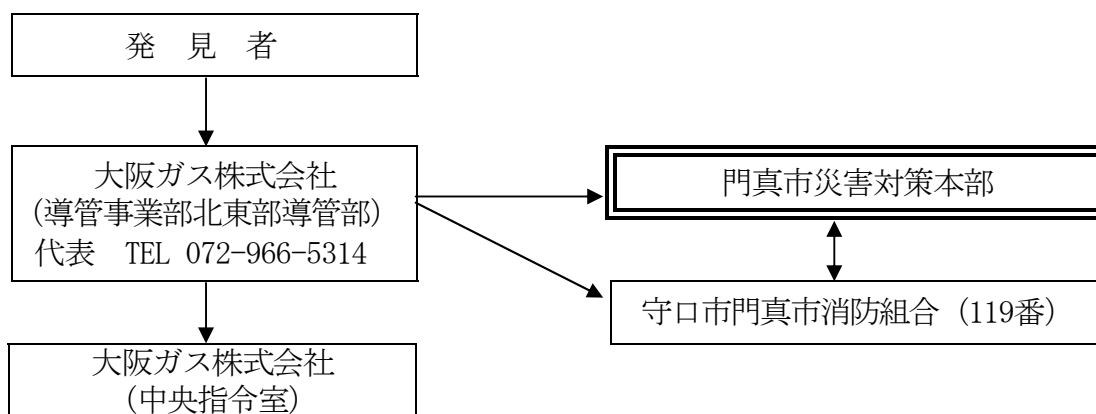
### 1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

### 2 広報

- (1) 市（本部事務局）にガス供給施設の被害状況、供給状況及び応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (3) 被害状況、供給状況及び復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【通信情報連絡体制】



【大阪ガス株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
導管事業部 北東部導管部	緊急保安 チーム	東大阪市稲葉 2-3-17	TEL 072-966-5314 FAX 072-966-5488

第5 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社)

1 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、庁舎施設、避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

- (1) 西日本電信電話株式会社は、市（本部事務局）に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、市民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。



【西日本電信電話株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪支店	設備部	大阪府中央区博労町 2-5-15 大阪中央ビル	TEL 06-6210-2609 FAX 06-6261-4644

## 第6節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 鉄軌道施設の応急復旧	各地方鉄道							
第2 道路の応急復旧等	土木班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							

《対策の展開》

### 第1 鉄軌道施設の応急復旧

#### 1 活動体制

各鉄軌道施設管理者は、地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

##### (1) 京阪電気鉄道株式会社

災害対策本部は、枚方運転課事務所に設置し、運用は「緊急時救急体制指導心得」を準用する。

##### (2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）

災害対策本部は、現地又は本社に設置し、運用は「緊急事態対策及び防災体制」を準用する。

##### (3) 大阪市交通局（地下鉄）

「災害時の活動体制の指針」を準用する。

#### 2 応急復旧対策

各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度及び復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。また、運行の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置となる。

- (1) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防組合、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (2) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
- (3) 線路、保安施設、通信施設などの列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行う。
- (4) 被害状況によっては、他の各鉄軌道施設管理者からの応援を受ける。

(5) 各鉄軌道施設管理者の地震発生時の運転取扱いについては、以下のとおりとする。

**【京阪電気鉄道株式会社】**

10～50ガル未満	全列車は地震発生との連絡を受け注意運転を行う。 駅長は駅付近の線路及び構造物等の点検を行う。
50～100ガル未満 (警報Ⅰ)	全列車は地震発生との連絡を受け速やかに停止する。 駅長は、駅付近の線路及び構造物等の点検を行う。 技術各部署は、線路及び構造物等の点検を行う。
100～150ガル未満 (警報Ⅱ)	全列車は地震発生との連絡を受け速やかに停止する。 駅長は、全線の線路及び構造物等の点検を行う。 技術各部署は、線路及び構造物等の点検を行う。
150ガル以上 (警報Ⅲ)	地震計の動作により全線の電車線は自動的に停電する。 全列車は地震発生との連絡を受け速やかに停止する。 駅長は、踏切道及び駅等巡回し、警戒配置につく。 技術各部署は、線路及び構造物の点検を行う。

**【大阪高速鉄道株式会社（モノレール）】**

地震計により 震度4以上の 表示を確認 地震1号	(運転士)
	1. 列車の運転中に強い揺れを感知し運転を継続することが危険であると判断したとき、又は運輸指令長から運転停止の指示があったときは直ちに列車を停止させる。 2. 列車を停止させたときは、停止位置、乗客の状況等速やかに運輸指令長に報告するとともに旅客に対し適切な車内放送を行い車内の混乱防止に努める。 3. 運転士は、列車の運転を再開するときには特に線路等の状態に注意して運転、異常を認めたとときは直ちにその状況を運輸指令長に報告する。
	(駅長)
	1. 旅客及び列車の状況を把握する。 2. 駅構内を巡回点検し、点検結果を運輸指令長に報告する。 3. 広報活動及び被害に係る対応を実施する。
	(施設課)
	1. 震度4以上の連絡を受けたときは、直ちに施設課係員を派遣し、要注意箇所の点検をはじめとする線路、電車、信号保安装置等の点検を行い、その状況をその都度運輸指令長に報告する。 2. 点検結果、運転速度を規制する必要があるときはその区間を運輸指令長に報告する。 3. 全線にわたる線路の巡回点検が完了し、異常がないことが判明した場合は、速やかに運輸指令長に列車の運転に支障のない旨を報告する。

【大阪市交通局（地下鉄）】

第1次警報 (25ガル以上)	1. 構内一斉放送 2. 掲示物の掲出 3. 必要により改札制限
第2次警報 (80ガル以上) トンネル内・ 駅施設の巡視	1. 構内一斉放送 2. 掲示物の掲出 3. 営業停止の処置 4. ホーム及び列車内の乗客を改札外に誘導
第3次警報 (150ガル以上)	1. 構内一斉放送 2. 掲示物の掲出 3. 営業停止の処置 4. ホーム及び列車内の乗客を可能な限り駅構外へ誘導避難

3 広報

各鉄軌道施設管理者は、本部事務局に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

(1) 京阪電気鉄道株式会社

社外への広報は、広報課長又は、広報担当者が行う。

(2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）

社外への広報は、総務課長が行う。

(3) 大阪市交通局（地下鉄）

一般への広報は、広報係長が行う。

【鉄軌道関連会社連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
京阪電気鉄道 株式会社	守口市駅	守口市河原町1-1	TEL 06-6991-0009
大阪高速鉄道 株式会社	総務課	豊中市新千里東町 1丁目1-5	TEL 06-6871-8281 FAX 06-6871-8284
大阪市交通局	ドーム前 千代崎管区駅	大阪市西区千代崎 3丁目北2-8	TEL 06-6583-2401
	門真南駅	門真市三ツ島 3丁目2201	TEL 072-885-8001

## 第2 道路の応急復旧等

### 1 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。なお、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

### 2 応急復旧対策

#### (1) 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

土木班は、被災状況の把握を行い、道路・橋りょう等の応急復旧方法を検討する。なお、復旧に時間を要する箇所を含む道路は代替道路の確保に努める。

#### (2) 応急復旧工事

土木班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を民間等の協力を得ながら実施する。

#### (3) 道路上の障害物の除去及び処理

土木班は清掃班と協力のうえ、緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

#### (4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

土木班及び本部事務局、並びに府（枚方土木事務所）、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

### 3 広報

土木班は、本部事務局に緊急交通路、交通規制対象路線、通行状況、復旧状況及び今後の見通し等の情報を提供する。また、市民に対しても、広報班を通じて広報活動に努める。

※資料3-5「災害時の広報文例」

### 4 放置車両等の対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが車両の移動等を行う。また、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、樹木その他の障害物を処分することができる。

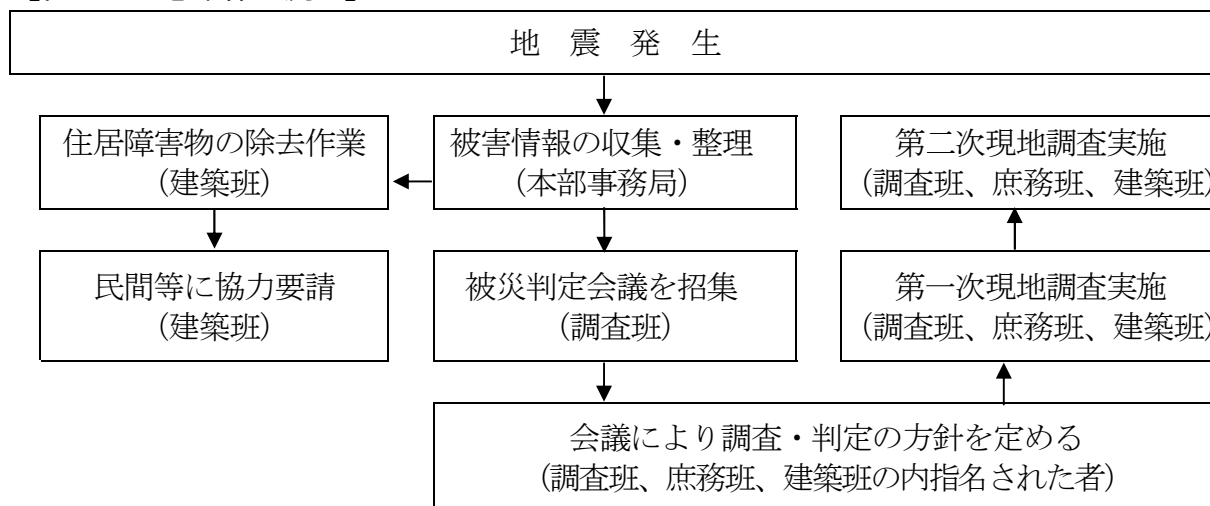
市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

## 第7節 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 住家等被災判定の実施	調査班、庶務班、建築班							
第2 住居障害物の除去	建築班							
第3 被災住宅の応急修理	建築班							
第4 被災家屋の解体	清掃班、建築班							
第5 応急仮設住宅の供与	建築班、調達班							
第6 公営住宅等の一時使用	建築班							
第7 住宅に関する相談窓口の設置等	建築班							

### 【住宅の応急確保の流れ】



《対策の展開》

## 第1 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。実施にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針、平成25年6月、内閣府」を準用する。

### 1 判定会議

#### (1) 役割

調査班は、庶務班、建築班の協力を得て被災判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

#### (2) 構成員

調査班、庶務班及び建築班のうち指名された者

### 2 調査方法

#### (1) 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

実施にあたっては、あらかじめ市民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を行う。

#### (2) 第二次調査

第一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立会いのもとで実施する。外観目視及び内部立入調査により、外観の損傷状況の把握、住家の傾斜の計測及び主要な構成要素ごとの損傷程度等の把握を行う。

なお、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

### 3 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりとする。

### 【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知、平成19年12月14日一部改正)
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 第2 住居障害物の除去

### 1 除去の対象者

浸水等によって、居室、炊事場及び玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者を対象とする。

### 2 除去作業

(1) 建築班は、民間等の協力を得ながら除去作業を実施する。



(2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

### 3 応援要請

資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部事務局を通じ府へ要請する。

## 第3 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

### 1 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者を対象とする。

### 2 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、日常生活に欠くことのできない部分を請け負いにより現物給付をもって実施する。

### 3 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

### 4 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1ヶ月以内に完了する。

## 第4 被災家屋の解体

市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、府を通じて国に対する特別の措置を要請する。

特別措置法に基づき解体・除去等を公費で実施する場合、清掃班は、建築班と調整のうえ実施する。

## 第5 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保するこ

とができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

### 1 実施責任

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

### 2 入居対象者

住家が全壊、全焼し、住宅を確保することができない者を対象とする。

### 3 応急仮設住宅建設用地

建築班は、調達班と調整のうえ、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- (1) 当面利用目的が決まっていない公共用地
- (2) 都市公園
- (3) 民間の遊休地

※資料14-4 「応急仮設住宅建設候補地」

### 4 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、建築基準法第85条第4項に基づき、原則として完成の日から2年以内とする。

### 5 応急仮設住宅の運営管理

市は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における動物の受入れに配慮する。

### 6 その他

- (1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

## 第6 公営住宅等の一時使用

建築班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

## 第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 建築班は、応急住宅、空き家及び融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 建築班は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

## 第8節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 教育施設の応急対策	教育班、園児対策班							
第2 応急教育の実施	教育班、園児対策班							
第3 学校給食の措置	教育班、園児対策班							
第4 就学援助等	教育班、保健医療対策班、避難所班、園児対策班							
第5 社会教育施設等の管理及び応急対策	社会教育施設等の管理者							
第6 文化財対策	生涯学習部							

《対策の展開》

### 第1 教育施設の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- 1 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- 2 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ（簡易トイレを含む、以下同じ。）等を設置する。
- 3 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- 4 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
  - (1) 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
  - (2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

## 第2 応急教育の実施

### 1 応急教育の区分

(1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 教育班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア 臨時休校

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

(3) 幼稚園についても上記(1)、(2)に準じるものとする。

### 2 応急教育の実施場所

市は、学校を避難所等に利用し、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

### 3 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

### 4 教員の確保

教育班は、被災等によって教員の欠員が生じ、通常の授業が実施できない場合は、教育委員会において調整を図るとともに、府教育委員会に応援を要請するなど教員の確保の応急措置を講じる。

## 第3 学校給食の措置

教育班及び園児対策班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、園及び学校再開にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

## 第4 就学援助等

### 1 就学援助等に関する措置

教育班は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給についての措置を講じる。

### 2 学用品の支給

教育班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書・文房具及び通学用品を支給する。

### 3 園児・児童・生徒の健康管理

保健医療対策班、避難所班及び園児対策班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、守口保健所及び中央子ども家庭センター等と連携して、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング及び電話相談等を実施する。

## 第5 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

- 1 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- 2 施設利用者の来館時にあつては、あらかじめ定めた計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- 3 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

## 第6 文化財対策

生涯学習部は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- 1 生涯学習部は、地震発生後、直ちに市内の文化財の被害について調査し、被害状況を本部事務局及び府教育委員会に報告する。
- 2 生涯学習部は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

## 第9節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 ボランティアの受入れ	福祉対策班、避難所班、日本赤十字社、門真市社会福祉協議会							
第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	広報班、福祉対策班、経理班、日本郵便株式会社							
第3 海外からの支援の受入れ	福祉対策班							

《対策の展開》

### 第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携して、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

#### 1 ボランティアの受入れ

##### (1) 活動内容

各部局は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救援物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ 福祉避難所内における日常生活上の支援
- キ その他被災者に対する支援活動

##### (2) ボランティアニーズの把握・調整

- ア 福祉対策班は、各部局が必要とするボランティアの活動場所、活動内容及び人数等を把握し、門真市社会福祉協議会に連絡する。
- イ 避難所班は、避難所でのニーズを「ボランティア依頼伝票」に記入し、門真市社会福祉協議会へ送付する。



(3) 受入窓口の開設

福祉対策班は、門真市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

福祉対策班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

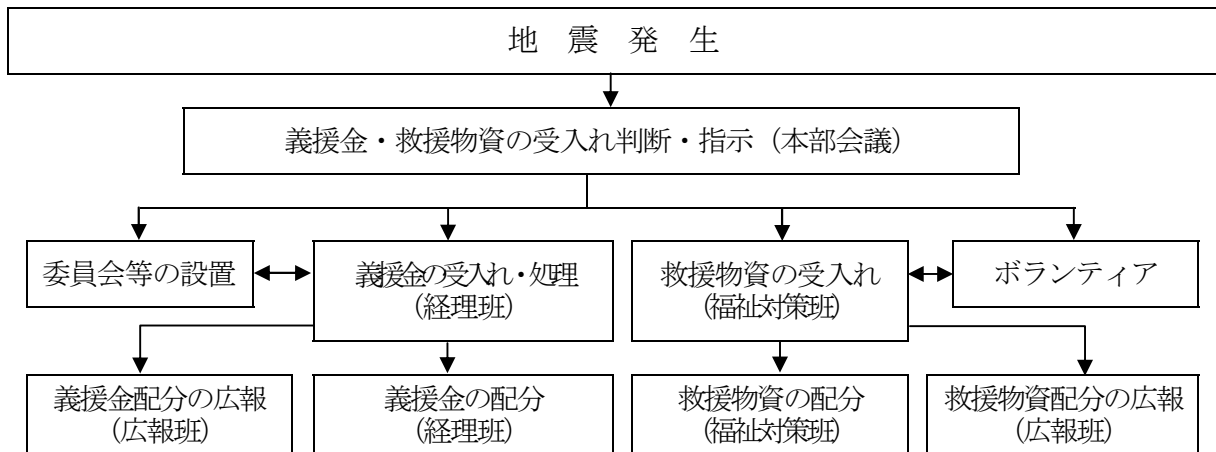
(2) 災害情報の提供

福祉対策班は、本部事務局との連絡・調整にあたりとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

【義援金・救援物資の流れ】



1 義援金の受入れ及び配分

(1) 受入れ、保管

- ア 経理班は、義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。
- イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

※様式23「義援金・救援物資受付記録簿」

(2) 配分

- ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成員は、次のとおりとする。

構 成 員
副市長、統括理事、各部局長及び会計管理者

イ 経理班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

## 2 救援物資の受入れ及び配分

### (1) 受入れ

ア 福祉対策班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 救援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 福祉対策班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申出があった場合は次のことを要請する。

- ① 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
- ② 複数の品目を梱包しないこと
- ③ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- ④ 腐敗する食料は避けること

### (2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、救援物資一時集積地等で保管する。

### (3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

### (4) 救援物資の搬送

ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた救援物資一時集積地に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

## 3 郵便料金の免除等

日本郵便株式会社大阪中央郵便局は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

### (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

### (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

### (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救援物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

### 第3 海外からの支援の受入れ

#### 1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

#### 2 支援の受入れ

(1) 福祉対策班は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所及び活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、自力で活動することが前提であるが、必要に応じて次のことを協力する。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第10節 廃棄物の処理

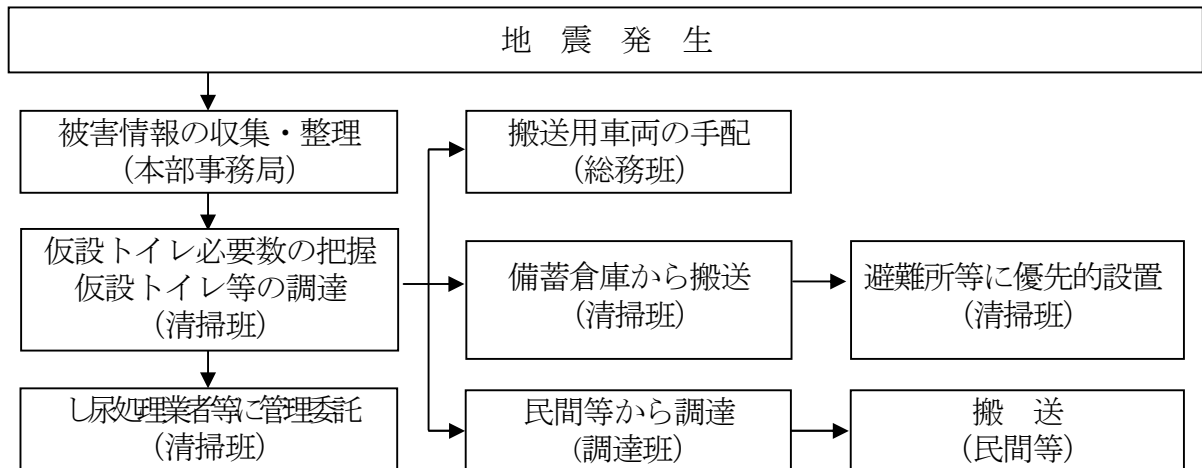
し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 し尿処理	清掃班、総務班、調達班、関西電力株式会社、し尿収集業者等							
第2 ごみ処理	清掃班、ごみ収集業者							
第3 災害廃棄物等処理	建築班、土木班、下水道班、総務班、廃棄物等処理業者							
第4 死亡獣畜及び放浪動物対策	清掃班、府獣医師会、動物愛護団体等							
第5 環境安全対策	清掃班、建築班							

《対策の展開》

### 第1 し尿処理

#### 【し尿処理対策の流れ】



#### 1 初期対応

清掃班は、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、

速やかに仮設トイレを設置する。

## 2 仮設トイレの設置

### (1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレは次の基準を目安として設置する。

#### 【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置台数 1台/60人（男女比1：3とする）

※算定条件は次のとおり。

- ・仮設トイレの容量：250リットル/台
- ・1人1日あたり排泄量：1.4リットル（厚生省水道環境部（1993年）し尿処理施設構造指針解説）
- ・し尿回収頻度：1回/3日

### (2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、民間等と早急に連絡をとるとともに、本部事務局を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設
- エ 清掃用のバケツ・ロープ等

### (3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所、福祉避難所及び公共施設等に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

### (4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

## 3 仮設トイレの管理

清掃班は、民間等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (2) 設置場所の管理者及び避難所運営委員会等に対して、日常の清掃等の管理を要請し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

## 4 処理

清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確保する。

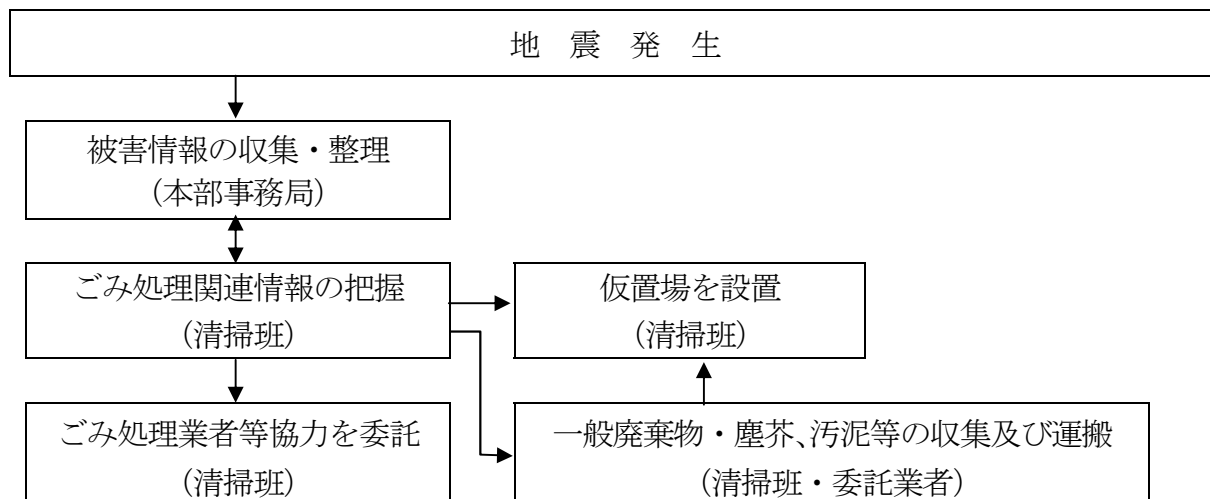
## 5 応援要請

清掃班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-2「し尿収集委託業者一覧表」

## 第2 ごみ処理

### 【ごみ処理対策の流れ】



### 1 初期対応

清掃班は、ごみ処理に必要となる情報を把握し、処理体制を確保する。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

### 2 ごみ処理対策

清掃班は、災害に伴い発生したごみを、なるべく早く収集・処分する。

#### (1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

#### (2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、積換所及び分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

#### (3) ごみの分別

処理の方法、費用及び期間等を考慮し、可燃物、不燃物及び家具等を目安に、市民の排出分別項目を区分する。

#### (4) 市民への広報

廃棄物の分別・排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、できる限り速やかに市民に広報する。

ア 分別と排出の方法・場所・期間

イ ボランティアの依頼方法

ウ 問合せ窓口

(5) 進行管理計画

甚大な被害により広域的な処理を要する場合は、次の事項に留意して、中長期的な災害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

ア 廃棄物の発生量

イ 収集・処理の方法、体制

ウ 処理の期間・費用

3 ごみ収集方法

(1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。また、ごみ排出場所（集積所）の衛生状態を確保する。

(2) 家具類や重量のある廃棄物が大量に発生する場合は、平積みダンプや積み込み・積下しのための重機を確保する。

4 処理

(1) 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。

(2) ごみの一時保管や、受入先に対応した破砕、分別等を行う場所を要する場合は、周辺の環境に留意し、公有地等の仮置場（一時保管場所）を確保する。仮置場は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器等を確保し、衛生状態を維持する。

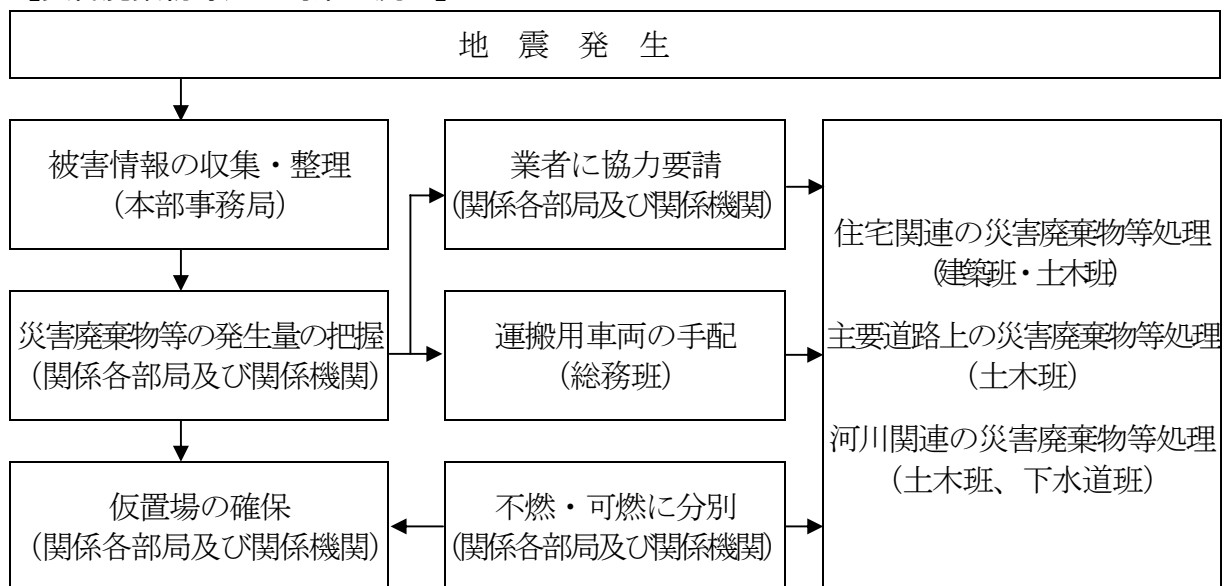
5 応援要請

清掃班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-3「一般ごみ等収集業務委託業者一覧表」

### 第3 災害廃棄物等処理

#### 【災害廃棄物等処理対策の流れ】



#### 1 初期対応

関係各部局及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

#### 2 住宅関連の災害廃棄物等処理

建築班、土木班は、住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

#### 3 公共施設上の災害廃棄物等処理

##### (1) 主要道路上の災害廃棄物等処理

土木班は、震災時における道路の巡視を行い、道路の通行に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

##### (2) 河川関係の災害廃棄物等処理

土木班は、災害時における管内河川・排水路等の巡視、下水道班は、下水道の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

##### (3) 鉄軌道上の災害廃棄物等の処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。



#### 4 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (3) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) アスベスト等有害な災害廃棄物等については、環境汚染の未然防止に努めるとともに、専門業者に処理を委託し、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

#### 5 除去した災害廃棄物等の処理

- (1) 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公有地等を仮置場として選定する。
- (2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接運搬する。
- (3) 可燃物で再使用不能のものは、建築班、土木班において処理する。
- (4) 仮置場に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

#### 6 応援要請

関係各部署及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、関西広域連合、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

## 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策

### 1 初期対応

死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。

### 2 死亡獣畜の処理

#### (1) 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、清掃班が収集・処理を行う。

#### (2) 処理方法

ア 清掃班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

### 3 放浪動物の対策

地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その

都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 負傷している動物の収容・治療
- (3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (4) その他動物に関する相談の受付

## 第5 環境保全対策

### 1 初期対応

清掃班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

### 2 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査について、清掃班は、その都度国・府・関係機関等と協議して決める。

### 3 建築物の被災又は解体に伴う対策

#### (1) 粉じん飛散防止対策

清掃班は、建築班と協力して、建築物の解体作業現場における粉じん飛散防止対策及び危険物質等の漏洩防止対策を指導する。

#### (2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う民間等に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- ① 事前に除去できる場合は、ショベルカー等を使わず手作業で撤去する。
- ② 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで行う。
- ③ 飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う民間等に対して工事完了後の報告を求める。

#### (3) 災害廃棄物等の運搬時の飛散防止対策

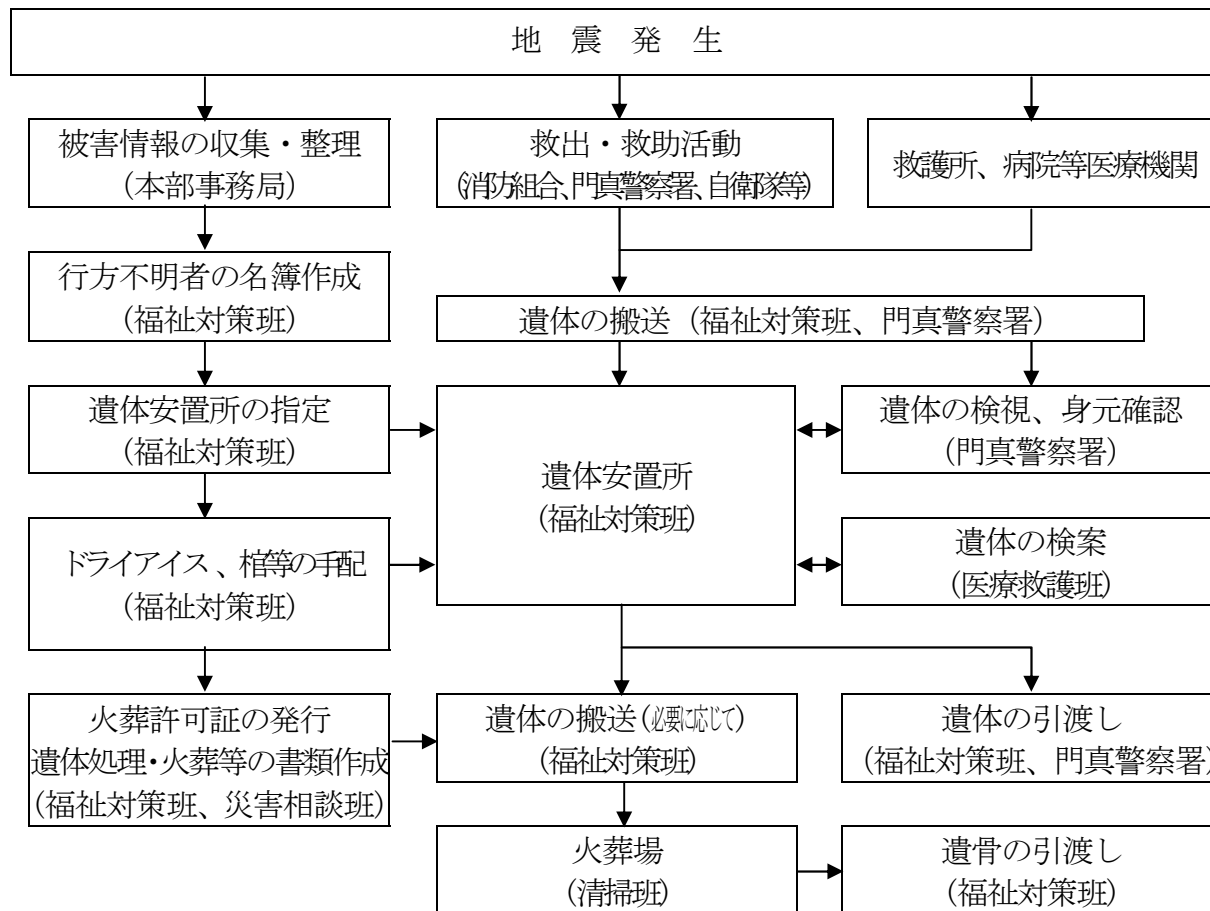
災害廃棄物等の運搬を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

## 第11節 遺体の処理及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 遺体の収容	福祉対策班、門真警察署、門真市医師会、門真市歯科医師会							
第2 遺体の処理	福祉対策班、門真警察署							
第3 遺体の埋火葬	福祉対策班、災害相談班、清掃班、公営葬儀業者							
第4 応援要請	本部事務局、清掃班							
第5 遺体処理等従事者への配慮	保健医療対策班							

【遺体の処理及び埋火葬の流れ】



《対策の展開》

第1 遺体の収容

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに門真警察署に連絡する。
- (2) 門真警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は福祉対策班）に引き渡す。

2 遺体の収容

(1) 遺体安置所

旧北小学校を遺体の安置所とするが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

(2) 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

## 第2 遺体の処理

福祉対策班は、遺族において対応が困難、もしくは不可能な場合、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

### 1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(2) 資機材等や車両の調達

- ア 遺体の処理に係るドライアイス、棺等の資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて府に応援を要請するほか、民間等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。なお、門真警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- イ 身元が判明しない遺体については、門真警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

※様式4「遺体処理票」

様式5「遺留品処理票」

(4) 遺体の引取り

- ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

※様式6「遺体処理台帳」

### 2 遺体処理の期間

- (1) 遺体処理の期間は、原則として地震発生から10日間とする。
- (2) 地震発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き(知事への申請手続き)をとる。

### 3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

- (1) 遺体処理台帳
- (2) 遺体処理支出関係書類

## 第3 遺体の埋火葬

清掃班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

### 1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、災害によって死亡した者とする。
- (2) 飯盛霊園組合で対応できない場合は、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるとし、総務班が緊急通行車両を確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、市長の判断で災害相談班が火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は福祉対策班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

### 2 埋火葬の期間

- (1) 遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生から10日間とする。
- (2) 地震発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

### 3 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 火葬台帳
- (2) 火葬支出関係書類

※資料8-4「公営葬儀業者一覧表」  
様式7「火葬埋葬台帳」

## 第4 応援要請

清掃班は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に

対応するものとする。

## 第5 遺体処理等従事者への配慮

保健医療対策班は、遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等について検討する。

## 第12節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 市民への呼びかけ	広報班、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第2 警備活動	門真警察署							
第3 暴力団排除活動の徹底	門真警察署							
第4 物価の安定及び物資の安定供給	商工農政班、北河内農業協同組合、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

### 第1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう門真警察署に要請する。

- 1 門真警察署は、地震発生地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- 2 自治会や市民等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。



### 第3 暴力団排除活動の徹底

門真警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

### 第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、関係機関との連携のもと、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

#### 1 物価の把握

##### (1) 物価把握

商工農政班は、災害相談班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

##### (2) 府への要請

商工農政班は、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

#### 2 消費者情報の提供

商工農政班は、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格及び販売場所等の消費者情報の提供に努める。

#### 3 生活必需品等の確保

商工農政班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

#### 4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。